

(監査事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第518号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月13日

大分県監査委員	米	濱	光	郎
大分県監査委員	姫	野	邦	子
大分県監査委員	田	中	利	明
大分県監査委員	平	岩	純	子

○ 措置状況の概要

1 平成22年度包括外部監査結果(H23.3.31公表)に対する措置状況

(1) 監査テーマ:「大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制」

(2) 監査対象:大分県の全ての外郭団体(指定団体…39団体、その他の出資等団体…23団体)

※団体の定義

- 指定団体…
 - ① 基本財産等に占める県からの出資等の比率が25%以上
 - ② 県の補助金、委託料等の額が継続的に団体の財政規模の50%以上
 - ③ 県職員を業務援助のため継続的に派遣している 等
- その他の出資等団体…県からの出資等の比率が25%未満の団体(指定団体に該当する団体を除く)

(3) 概要

- ① 「指定団体」に対する指摘事項…11団体(22件) → 「対応済」20件、「対応困難」1件、「検討中」1件
- ② 「指定団体」に対する監査意見…36団体(130件) → 「対応済」102件、「対応困難又は対応不可」7件、「検討中」21件
- ③ 「その他の出資等団体」に対する監査意見等…16団体(18件) → 「対応済」15件、「対応困難」2件、「監査対象団体解散」1件

平成22年度包括外部監査結果(団体別一覧)

・ 指定団体(39団体)

団 体 名	指摘事項	監査意見
1財団法人 大分県文化スポーツ振興財団 (県出資比率 100%)	1件	5件
2大分高速鉄道保有株式会社 (県出資比率82.5%)	—	2件
3大分航空ターミナル株式会社 (県出資比率28.8%)	—	3件
4社団法人 ツーリズムおおいた (県出資比率 0%)	1件	2件
5財団法人 大分県原子爆弾被爆者対策協議会(県出資比率40.8%)	—	1件
6財団法人 大分県腎バンク協会 (県出資比率31.0%)	—	1件
7財団法人 大分県地域保健支援センター (県出資比率25.0%)	1件	11件
8社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 (県出資比率 0%)	—	4件
9財団法人 大分県生活衛生営業指導センター(県出資比率40.0%)	—	1件

10財団法人 大分県総合雇用推進協会	(県出資比率75.3%)	—	11件
11財団法人 大分県産業創造機構	(県出資比率55.1%)	—	5件
12財団法人 大分県中小企業会館	(県出資比率44.4%)	—	—
13財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所	(県出資比率35.0%)	1件	1件
14財団法人 日田玖珠地域産業振興センター	(県出資比率32.0%)	—	4件
15大分県信用保証協会	(県出資比率26.0%)	—	7件
16大分ブランドクリエイティブ株式会社	(県出資比率52.6%)	1件	1件
17株式会社 大分国際貿易センター	(県出資比率27.3%)	—	1件
18財団法人 大分県森林整備センター	(県出資比率75.0%)	—	7件
19財団法人 大分県主要農作物改善協会	(県出資比率40.0%)	—	1件
20社団法人 大分県農業農村振興公社	(県出資比率62.4%)	—	6件
21社団法人 大分県漁業公社	(県出資比率59.2%)	2件	2件
22社団法人 大分県生乳検査協会	(県出資比率49.5%)	—	1件
23社団法人 大分県畜産協会	(県出資比率44.9%)	—	8件
24社団法人 大分県配合飼料価格安定基金協会	(県出資比率39.2%)	—	1件
25社団法人 大分県漁業海洋文化振興協会	(県出資比率30.0%)	—	1件
26大分県漁業信用基金協会	(県出資比率38.3%)	4件	2件
27大分県農業信用基金協会	(県出資比率25.3%)	2件	1件
28株式会社 大分ボール種苗センター	(県出資比率25.0%)	—	1件
29大分県土地改良事業団体連合会	(県出資比率 0%)	—	8件
30大分県農業会議	(県出資比率 0%)	1件	—
31財団法人 大分県建設技術センター	(県出資比率66.7%)	—	3件
32財団法人 大分県公園協会	(県出資比率40.0%)	—	1件
33大分県住宅供給公社	(県出資比率 100%)	—	6件
34大分県道路公社	(県出資比率 100%)	—	—
35大分県土地開発公社	(県出資比率 100%)	—	3件
36財団法人 大分県体育協会	(県出資比率 9.5%)	3件	7件
37財団法人 暴力追放大分県民会議	(県出資比率76.3%)	—	5件
38財団法人 大分県交通安全協会	(県出資比率 0%)	5件	2件
39財団法人 大分県公営企業協会	(県出資比率 100%)	—	4件
計		22件	130件

・ 「その他の出資等団体」のうち監査意見等の記載があった団体（16団体）

株式会社エスプレス大分（2件）、大分朝日放送株式会社（2件）、財団法人大分県アイバンク協会、大分ウォーターフロント開発株式会社、大分バス株式会社、周防灘フェリー株式会社、株式会社サン・グリーン宇佐、株式会社エフエム大分、株式会社別府交通センター、株式会社大分放送、大分ホーバーフェリー株式会社、有限会社大分県酪農振興公社、社団法人大分県果実生産出荷安定基金協会、大分県デジタルネットワークセンター株式会社、株式会社大分県畜産公社、株式会社大分フットボールクラブ

2 平成21年度包括外部監査結果（H22. 3. 31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」

(2) 概要

平成22年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた8件について再度通知があった。

・「対応済」5件、「検討中」3件

平成23年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制)

監査対象団体名	監査結果	措置の内容	備考
企画振興部 財団法人大分県文化スポーツ振興財団	【指摘事項】 (1) (共催事業に係る内部統制について) 稟議制度は意思決定を行うために必要な制度であるが、共催事業に係る稟議書を閲覧した結果、契約書の締結日より稟議書の決裁日付が後になっている事例及び決裁権限者が専務理事であるにもかかわらず、事務局長の決裁で終了している事例が検出された。 稟議制度を適切に運用することが必要である。	共催事業に係る内部統制については、指摘を踏まえ、22年8月、専務理事から全職員に対して稟議書類の確認等を徹底するよう訓辞を行った。 また、担当者及び決裁権者が、決裁事項等を誤ることがないように、共催事業については事務決裁フロー図を作成して再発防止に努めるとともに、重要案件やまれな案件については決裁規程を添付のうえ稟議書を回覧することとした。 【対応済】	報告書17ページ (29ページ)
	【監査意見】 (1) (受託料の精算について) 大分県立総合文化センターの管理運営に係る受託料について、剰余金が発生した場合、県に返還することになっているが、財団の経営努力をさらに高めるために、当該事項の見直しが必要である。	受託料の精算については、利用料金制度を採用していること及び税法上の関係から、iichiko 総合文化センターの管理業務に係る支出が収入を下回った場合、その差額を県に返還する協定内容となっているため、現行の指定管理期間においては当該差額分を財団に留保させることは困難である。 次回の指定管理更新に際し、指定管理者の経営努力を高める方法の導入について検討する。 【検討中】	報告書17ページ (29ページ)
	【監査意見】 (2) (国際交流事業について) 実施している事業について、必要性等の再検討が必要である。また、基金等の状況を踏まえ、	国際交流事業については、事業の選択・見直しを22年度に行い、23年度予算に反映した。民間企業でも実施している「文化・語学教室（中・韓・仏）」や日本語ボランティア養成講座等を廃止し、「国際	報告書18ページ (30ページ)

<p>国際交流事業を実施する体制の検討が望まれる。</p>	<p>映画の夕べ」を「国際理解講座」の特別編として行う等の見直しを実施した。一方、国際交流団体の活性化を図るため、22年度に行った調査を踏まえ、国際交流団体の活動支援助成制度を拡充したほか、県から訪日教育旅行推進事業を新規に受託した。その結果、当初予算ベースでは前年度比で1千万円以上の減額となっている。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>【監査意見】 (3) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。</p>	<p>理事の選任については、理事には、財団事業の関係分野で活躍し、最も理事に適していると考えられる人物を選任している。</p> <p>理事会開催日は、これまで特定の日を理事会開催日として設定していたが、意見を踏まえ、事前に3日以上で開催候補日（休館日を含む。）を設定し、可能な限りすべての理事が出席可能な日に開催するよう努めている。</p> <p>また、出席状況を踏まえ、欠席が連続する理事が見受けられるような場合は、理事会開催日に次回理事会日を提案するなどの対策も検討し、理事会への積極的に関与してもらうための取組を実施する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書18ページ (31ページ)</p>
<p>【監査意見】 (4) (マネージャー職について) マネージャー職に係る職務分掌、職務権限が不明確であり、当該職制について検討する必要がある。</p>	<p>マネージャー職については、同一人物が専務理事とマネージャー職の職を兼ねていたが、事務局組織規程及び事務決裁規程において職制及び職務権限が未整備であったため、両規程とも整備を行い、23年4月から施行した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書18ページ (31ページ)</p>
<p>【監査意見】 (5) (財団の公益性について) 財団では、公益財団法人への移行を検討しているが、担当者へのヒアリングの結果、事業自体としては当財団の公益性については以下のように考えられる。 財団法人大分県文化スポーツ振興財団は、公</p>	<p>財団の公益性については、公益財団法人へ移行するため、施設の貸出について公益性が認められるよう会計と業務の整理等を行うとともに、他の各課題の解決に努め、公益認定を得られるよう準備を行う。</p> <p>【検討中】</p>	<p>報告書18ページ (31ページ)</p>

	<p>益財団法人への移行を検討しており、平成24年9月に大分県へ公益認定を申請する予定である。公益財団法人への移行に当たっては、公益目的事業比率、(株)大分フットボールクラブへの貸付金(貸付金額200百万円、平成21年度末残高99百万円)等の課題はある。財団では、これらの課題を解決した上で、公益財団法人への認定を得る方針を決定している。</p> <p>スタッフの充実した催事の開催者は別として、それ以外の方々が施設を利用するには、財団職員のきめ細かなサポートが必要となっている。その意味では単に施設を貸し出すということだけではなく、公共文化施設としての公共性・公益性に基づいたサポートによる利用の確保を図り、適切に運営すること自体が施設を利用した地域文化の振興を果たしている。これをもって公益性を認識することができることから、公益目的の事業の範疇に入れることができると考えられる。</p>		
<p>大分高速鉄道保有株式会社</p>	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (事業計画の柔軟な見直しについて)</p> <p>事業終了まで20年弱を要することを考慮すれば、今後の経済環境の変化に応じて柔軟な事業計画の見直しを行う必要がある。</p>	<p>事業計画の柔軟な見直しについては、当社とJ R九州の間で交わされている「日豊本線(大分～佐伯)の高速化に伴う鉄道施設の使用に関する契約」の第4条に定められた(使用料の設定及び支払方法)の見直しが前提となる。</p> <p>同契約の第6条(使用料の変更)第1項には、使用料を変更する場合として、第3号に「経済情勢の著しい変動等があった場合」と明記している。さらに第2項に、「使用料を変更する場合において申し出があったときは、双方誠意をもって対処するものとする」としている。</p> <p>この契約に基づき、税制改正やJ R九州の収益環境の変化等の将来的な経済環境の変化に応じて、適時に使用料の変更の協議を行ったうえで、事業終了の前倒しも含めて、事業計画の見直しを行っていき</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書20ページ(35ページ)</p>

	<p>【監査意見】 (2) (内部統制の補完について) 実務担当者が1名であり内部統制はないため、これを補完する方策を検討すべきである。</p>	<p>16年6月末までは、取締役管理部長と経理担当者1名の2名体制で運営しており、牽制機能を有していたが、その後は取締役管理部長が一人で業務にあたっている。</p> <p>減員を補うために、16年度以降の決算整理・財務諸表作成・法人税確定申告業務は公認会計士兼税理士に委託（年額12万6千円）しており、これによりすべての会計帳票が外部の専門家によるチェックを受けている。</p> <p>経費面で増員が不可能な状況の中で、決算整理時の公認会計士兼税理士による検査は、内部統制の補完機能を果たしているものと考えている。</p> <p>また、毎期の内部監査では、経理に詳しいJR九州大分支社経理担当課長が監査役に選任されており、決算段階でのチェックを行っている。</p> <p>さらに、当社は県の財政的援助団体等の監査の対象になっており、2年に1回程度外部監査を受けている。</p> <p>今後の取組としては、支出決議の際に、代表取締役常務（JR九州大分支社長）の決裁を得ることとし、これにより内部牽制機能を確保した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書21ページ (36ページ)</p>
<p>大分航空ターミナル株式会社</p>	<p>【監査意見】 (1) (投資有価証券の会計処理について) 金融商品会計基準によれば、上場有価証券は時価評価を行うこととし、売買目的ではない投資有価証券の評価損益は「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上しなければならない。また、簿価に対して時価が50%超下落している有価証券については、評価損を「その他投資有価証券評価損」として特別損失で計上し、減損処理することが要求されている。</p> <p>大分航空ターミナル株式会社においては、このような金融商品会計基準に従った有価証券の会計処理が行われていなかった。</p>	<p>投資有価証券の会計処理については、22年度の決算より、投資有価証券のうち上場有価証券について、期末における時価評価を行い、その評価差額損益を損益計算書に計上するとともに、貸借対照表においても期末時価で計上することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書23ページ (40ページ)</p>

	<p>【監査意見】 (2) (内部統制の構築について) 不正や誤謬が発生するリスクに配慮した内部統制の整備・運用に取り組むべきである。</p>	<p>内部統制の構築については、21年11月から複数の業務責任者が確認作業を定期的に行うこととしたほか、業務監査担当を設置し、全部署に対して定期・臨時の業務監査を行うこととした。 また、定期的な倫理研修を実施している。 【対応済】</p>	<p>報告書23ページ (41ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (3) (任意団体の指導監督について) 指定団体等の周辺に存在する任意団体についても指導監督を行う必要がある。</p>	<p>周辺に存在する任意団体（大分空港利用促進期成会）については、監事による監査を毎年実施するほか、県の監査を定期的に受けている。 今後は事業実績・事業計画等の公開についても検討する（公開予定24年3月）。 【対応済】</p>	<p>報告書24ページ (42ページ)</p>
<p>社団法人ツーリズムおいた</p>	<p>【指摘事項】 (1) (未徴収の会費について) 未徴収の会費のうち、明らかに徴収不能のものについては損失処理を行い、また徴収不能のおそれがあるものについては徴収不能引当金を設定すべきである。</p>	<p>当該団体の監事と協議の結果、会費が未収となっている会員に督促等を実施し、会費の納入に努め、会費が徴収できない客観的な理由を確認した未収会費について「徴収不能額」として損失処理することにした。平成22年度は、45万円を損失として計上した。また、徴収不能の恐れがある未収会費が発生した場合は、徴収不能引当金を設定するよう改正した。 【対応済】</p>	<p>報告書26ページ (47ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (1) (現預金の照合体制について) 現金の照合作業を1名で行っておりチェックも受けていなかった。現金事故防止のためには、複数人での照合もしくは上席者のチェックが必要である。</p>	<p>現金の照合作業は、事務局長が業務の確認を行うよう業務の執行体制を改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書26ページ (47ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (2) (組織体制について) 知識、経験等のノウハウが蓄積され、観光業、旅行業のプロとなりうる人材が育つ組織体制を構築されたい。</p>	<p>23年度に旅行エージェントから派遣職員を受け入れ、職員のスキル向上を図っている。 また、観光のプロを育成する組織体制の確立には正職員の雇用が必要となるが、財源の確保が条件となるため、財務状況の改善とあわせて検討していくこととする。 【対応済】</p>	<p>報告書27ページ (48ページ)</p>

大分バス株式会社	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 過去に多額の負債を抱えるに至り、再建計画を策定した団体に対し、県は出資者たる株主として年1回の株主総会に出席することにとどまり、特に指導監督権限を持っていないため、当社の財政状態及び経営成績のモニタリングを行っていない。このような現状では当社の決算書類等の信憑性を把握することはできないものと思われる。</p> <p>会社の決算内容は債務超過が解消されており、県としては再建を果たしたものとみなして株式を譲渡する方針であるということであるが、事業内容及び財務内容の十分な検討がなされていない状況で株式を譲渡するという判断を下すことは拙速すぎるとと思われる。</p> <p>債務超過が解消したとはいえ、いまだ再建途上にあること、及び公共性の高い交通機関について大分県として陸上交通の維持・存続を図っていく総合的な交通施策の観点から、今後とも何らかの形で十分なモニタリングが必要と考える。</p>	<p>県出資金については、大分バス(株)の債務超過解消により、平成23年度中の払い戻しを22年11月25日付けで同社に依頼したところであるが、包括外部監査結果を受け、今後の対応を検討していたところ、同社から23年11月4日付けで、23年度から中期3カ年計画の経営改善に取り組んでいるとして、払い戻し期限の猶予について要請があった。</p> <p>包括外部監査の意見を十分に斟酌し、同社と協議を行ったうえで、出資金の払い戻しを24年度末までに延期することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書144ページ (282ページ)
株式会社サン・グリーン 宇佐	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 平成22年3月期は当期純利益を計上しているが、債務超過の状態である。このような会社について現状は大分県として年に一度の株主総会に出席し、また不定期に経営陣と面談するという程度の対応が主なものである。</p> <p>出資比率が25%未満ということで積極的な指導監督権限はないということであるが、少なくとも債務超過を解消するための中長期経営計画(再建計画)等を入手して、今後の事業の存続可能性や方向性を検討する必要がある。</p>	<p>H22年度は料金引き下げにより赤字計上となったため、料金設定の見直しや集客等による売上増を図り、単年度利益の黒字を計画的、持続的に確保して早期に累積損失を解消させる必要がある。そのため、県としては、経営状況を注視していくとともに、宇佐市と連携しながら筆頭株主であるJ Sプランニングに継続的に働きかけを行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書144ページ (283ページ)
株式会社別府交通センター	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 会社の役員構成を見ると、常勤取締役は2名</p>	<p>(監査体制について) 現金預金については、常勤役員により複数体制で</p>	報告書145ページ (284ページ)

	<p>(うち1人は県OB)で、常勤の監査役は存在せず、取締役の業務執行が適正に行われているかどうかを日常的に監視・監督するのは難しいと考えられる。</p> <p>このような状況で、県は持株比率21%を超える筆頭株主となっており、公金を出資する以上、株主として出資先の経営状況を把握すべきであり、とりわけ会社の業務執行に対する監視・監督機能が十分でない場合には、筆頭株主である県が率先して、取引の合理性や財務諸表の信頼性への検証等を行う必要がある。</p> <p>また、会社では事業の公益性を鑑みた上で、適正な業務執行や県によるモニタリングを維持する必要性により、県OBが取締役に選任されていることから、会社は指定団体ではないものの、県が出資先の経営・財務状況を把握するのは困難ではないと考えられる。</p> <p>さらに、利益剰余金がマイナスであることから、事業計画及び経営改善の状況に係るモニタリングも強化しなければならない。</p> <p>外部環境の悪化により今後の売上減少も予想される中、会社がどのように経営改善に取り組むのか、会社が作成する事業計画の合理性の検討を、取引の合理性や財務諸表の信頼性の確認と合わせ行っていくべきである。</p>	<p>管理されている。月に一度定期的に経理事務所による会計書類の作成指導を受けており、その指導内容に従って、監査役は、会計監査及び事業報告の内容等、取締役の職務執行に関して監査し、その結果を定時株主総会において報告を行っている。</p> <p>また、専務である県職員OBと密に連絡をとりながら、必要に応じて訪問するなどモニタリングを行い、今後も経営状況の確認に努めていく。</p> <p>【対応済】 (モニタリングの強化について)</p> <p>累損については、人件費等の一般管理費の抑制により、12年度連続で単年度黒字となっている。自動車ターミナル事業の収益が小さく(総利益の0.5%)、売店部門や食堂部門の収益が主体となっているが、売上が減少しないよう、単年度黒字を計画的、継続的に確保して、早期に累積損失を解消するよう県としても引き続き情報交換を行い支援していく。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>大分ホーバーフェリー株式会社</p>	<p>【監査結果】</p> <p>(1) ホーバー利用客は昭和46年度から増加傾向にあったものの、平成2年度(439千人)以降、大分空港道路の開通や景気低迷により減少傾向が続いた。平成20年度には254千人、平成21年度(4~10月)146千人となっている。</p> <p>平成20年のリーマンショックによる法人利用客の減少が債務超過・事業廃止の決定打となったものの、たびたび営業利益がマイナスとなっており、債務超過となる前兆は既にあった。しかも、リーマンショック前にも外部環境により</p>	<p>平成23年1月21日解散。</p>	<p>報告書145ページ (284~285ページ)</p>

事業の存廃を含む大きな経営判断をすべき機会は2度あった。

最初は大分空港道路が全線開通した平成14年3月前後であり、この時期は大分市内から大分空港までの所要時間が1時間半超から1時間以内に短縮され、他の交通機関の利便性が向上し利用客が大きく減少した。2回目は平成18年度から19年度の原油価格の高騰によって経営悪化したときである。

このように大きく見ても2回のターニングポイントがあったが、この間に県が現状や将来の見通しを会社と十分に話し合い、早めの対応をとる必要があったと考えられる。県によると、平成20年の12月ごろにホーバーフェリーの社長から債務超過に陥る恐れがあるとの連絡を受け、平成21年4月に債務超過に陥ったとの説明を受けるまで、この事態は想定していなかったという。県は事業存続のためにホーバーの買取りや新会社の設立、料金の値下げ・割引などの対応を検討したものの、すべて債務超過となった後に行われており、対応が後手に回ったとの印象はぬぐいきれない。

出資先の経営状況の把握ということはもちろん、この場合には県職員が非常勤取締役も務めていたわけであるから、会社の重要な意思決定を行う取締役会の構成員として、県がなぜもっと早く事態を想定し、対応を取ることができなかったのか疑問が残る。

そもそも、県には債務超過以前の取締役会の議事録やメモ、経営に関する資料が残されておらず、経営状況の把握が不十分ではなかったかと思われる。ホーバーフェリーに対する県の姿勢が明確ではなかったこと、外部環境（景気等）がいつか好転するであろうという甘い見込みがあったことも状況の認識・対応を遅らせた要因と考えられる。

営利を目的とする多くの民間企業の中から、

	<p>県が特有の団体に資本拠出するのは、事業の公益性や継続性等「特別な理由」があるといえ、それであるならば、公金で出資する民間企業へのモニタリングは強く求められると考える。</p> <p>また、県職員が取締役に就任する場合があるが、取締役は業務執行に関与する一方、経営責任を問われる立場でもあることを十分に認識する必要がある。異動が多い県の職員が代わる代わる非常勤取締役として会社へ赴き、経営能力を発揮して取締役としての職責を全うすることは容易ではなく、安易な取締役への就任は行うべきではない。特に民間企業への役員就任は控えるのが望ましいと考える。</p>		
株式会社大分フットボールクラブ	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 経営危機が表面化し、Jリーグからの融資や大分県の外郭団体である文化スポーツ振興財団より資金の貸付けを受ける等各方面より支援を受けており、人件費の削減等大幅なリストラを実施している。</p> <p>主管部局としても課長級職員（現社長）を派遣する等、最大限の支援を行っており、直近においては胸スポンサーがつく等明るい話題もあるが、今後とも各方面の支援がなければ事業として成り立たない状況には変わりはない。</p> <p>このような状況において主管部のモニタリングとしては、現在のところは、かなり頻繁に会社と連絡を取り状況を把握していると感じられた。</p> <p>業態として資金計画を立てづらい事情はあるが、本来は、収入等が下振れしたとしても若干の余裕をもってやっていけるだけの資金的な手当が必要といえ、主管部としては、これまで以上に頻繁に経営状況をモニタリングして早めの対応を取る必要がある。</p>	<p>大分フットボールクラブの資金計画や今後の対応方針等、経営状況に関する情報共有化のため、これまで以上に緊密な情報交換を行うとともに連携を強化している（経営状況に関する情報交換会を月1回定例化）。</p> <p>また、経営改善計画の着実な実行に不可欠なチケット収入やスポンサー収入獲得に向けた様々な取組に対して支援を行うとともに、大分トリニータを支える県民会議やトリニータ後援会活動を通じ、県民、企業、行政が一体となった支援体制の充実・強化を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書146ページ (287ページ)
福祉保健部	【監査意見】	原子爆弾被爆者別府温泉療養所（原爆センター）	報告書28ページ

財団法人大分県原子爆弾被爆者対策協議会	(1) (当協議会のあり方について) 原子爆弾被爆者別府温泉療養所（原爆センター）は、利用者の減少、施設の老朽化等の問題を抱えており、事業の廃止を検討すべきである。	については、利用者の減少、施設の老朽化等の状況を踏まえ、平成23年5月31日をもって、事業を廃止した。 【対応済】	(51ページ)
財団法人大分県腎バンク協会	【監査意見】 (1) (当財団法人のあり方について) 当法人の財政状態が悪化していることに鑑みれば、事業継続が困難になることが予想されるため、将来的に安定した事業継続が可能となる方策を検討する必要がある。	平成22年度に、臓器移植コーディネーター設置に係る県補助金を増額(1,922千円→3,100千円)した。今後、さらなる収入の増加を図り、安定した事業継続を可能にするため、会費や寄付金等の確保に努めている。 また、財団を解散し、出捐金の返還を受け、それを原資にコーディネーターを県の専門職員として雇用するなど、安定的な事業継続が図れるよう検討の必要があるとの意見については、当財団は移植医療関係者等を中心に20年以上にわたり熱心に活動しており、その自主・自立性を尊重する必要があること、既に公益法人移行に向けて準備を進めていること等の理由から、当該業務は引き続き財団が行い、県は財団が安定的に事業を継続できるようバックアップしていくことが適切と考える。 【一部対応済・対応困難】	報告書30ページ (55ページ)
財団法人大分県地域保健支援センター	【指摘事項】 (1) (現金管理について) 保有現金と現金出納帳を照合するため、実際に現金をカウントしたところ、現金出納帳の記載額と実際の保有現金とに差異があった。現金のカウントの頻度を増やす等、適切な現金管理を行う必要がある。	総務課総務係長と係員の2名で、現金の払い出しの際は必ず領収証と引き替えで行い、定期的(毎日)に現金出納簿と現金の照合を実施することとした。 【対応済】	報告書33ページ (60ページ)
	【監査意見】 (1) (退職給付積立特定預金について) 貸借対照表及び財産目録において、特定資産の内訳科目として記載されるべき退職給付積立特定預金が、基本財産の中に記載されていた。当該特定預金は基本財産ではなく、特定資産に計上すべきである。	平成22年度決算から特定資産に計上することとした。 【対応済】	報告書33ページ (60ページ)

<p>【監査意見】 (2) (有価証券の表示について) 貸借対照表の有価証券40百万円が流動資産に含まれているが、当該有価証券は満期保有目的の国債（平成28年7月満期）であるため、投資有価証券として固定資産（その他固定資産）に計上するのが適切である。</p>	<p>平成22年度決算から固定資産（その他資産）に計上することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書33ページ (60ページ)</p>
<p>【監査意見】 (3) (未払費用ないし賞与引当金の設定について) 賞与について未払費用ないし賞与引当金が計上されていない。</p>	<p>平成22年度決算から賞与引当金に計上することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書33ページ (61ページ)</p>
<p>【監査意見】 (4) (議事録の記載について) 理事会の議事録については、作成後議長及び出席者の代表2名以上の署名及び保存が寄付行為で定められているが、その際、日付が空欄のまま放置されているものが散見された。署名は、適切に議事録が記載されていることを確認したという署名人の証跡であるため、今後は日付も含め記載の不備がないようにする必要がある。</p>	<p>議長及び出席者が議事録に署名する際には、事務局で日付等の漏れがないかを確認し、不備がないように作成することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書33ページ (61ページ)</p>
<p>【監査意見】 (5) (理事の選任について) 理事会に本人が出席しない理事が複数人常態化している。理事会の目的は、財団の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件となる。理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。</p>	<p>理事会の開催日程の調整を従前より早めに行うこととし、直近の理事会は全員出席となった。 なお、公益財団法人に移行する段階で、理事の代理出席が不可となるため、役員の見直しを行った。 【対応済】</p>	<p>報告書33ページ (61ページ)</p>
<p>【監査意見】 (6) (プロパー職員の登用) プロパー職員が役員に登用された実績はないが、プロパー職員のモチベーションを高めるためにも、事業及び業務に精通したプロパー職員</p>	<p>理事選任に当たっては、プロパー職員の登用も含め、能力や適材適所を重視することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書34ページ (62ページ)</p>

<p>の中から役員への登用を検討する必要がある。</p>		
<p>【監査意見】 (7) (超過勤務時間の管理について) センターでは、勤務者がタイムカードから超過勤務命令簿に超過勤務時間を転記し、給与計算者が勤務者全員の勤怠時間1カ月分を集計して超過勤務手当が支給されているが、タイムカードから超過勤務命令簿への転記が適切に行われたかどうかを照合した形跡がなく、給与計算者が計算した集計時間の正確性も上席者がチェックしていない。定期的に、上長が職員個人の超過勤務状況を把握し、集計時間の正確性の検証を行うよう検討する必要がある。</p>	<p>時間外勤務については、各担当課長が所属職員の超過勤務時間をチェックするとともに、総務課長が定期的に個人別の超過勤務手当の支給状況を確認することとした。 また、給与計算に当たっては、適切に行われるよう2名により照合を行うこととした。 今後においても、勤務時間内及び時間外勤務の効率的運用に努める。 【対応済】</p>	<p>報告書34ページ (62ページ)</p>
<p>【監査意見】 (8) (試薬の在庫の管理について) 検診業務で使用する試薬在庫の払出状況が、チェックされずに試薬の発注がなされている。この場合、試薬の紛失・盗難が発生しても発見することが困難となり、管理上問題がある。また、センターでは試薬の発注回数が予算化されているが、そもそも払出データを適切に把握しないと妥当な予算は組めない可能性が高いと考えられる。在庫の受払状況を把握すべきである。</p>	<p>試薬の盗難や紛失、不正使用の防止のため、管理区域にすべて施錠している。在庫の受払状況の把握については、月毎に試薬、材料等を発注して在庫確認を行うこととした。具体的には、マニュアルを策定し(平成23年4月施行)、月末にその月の検診実施数を確認のうえ在庫調査を行い、翌月の予定検診数を前年実績から算出して発注することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書34ページ (63ページ)</p>
<p>【監査意見】 (9) (検体の廃棄管理について) 検体の廃棄に関しては、検査後およそ1カ月前後で検査室が任意で廃棄処分を行っているが、管理表が作成されていない。 廃棄されるべき検体が廃棄されていないことや、廃棄されるべきでないものが廃棄されていないかなどを適時・適切に把握できる管理表を作成する必要がある。</p>	<p>尿細胞診及び大腸がん検診(便鮮血検査)の検体は、その特性から検査終了後の保管は行われず。子宮がん検診と喀痰細胞診(肺がん)の検体については、マニュアルを策定し(平成23年4月施行)、検体受付日、検診実施市町村、検体ナンバー、検診受診者数を記載した廃棄台帳を新たに作成することとした。また、廃棄の原則は、検診受付日から起算して30日後とする。 なお、尿細胞診及び大腸がん検診も検体の保管はしていないが、台帳は作成している。 【対応済】</p>	<p>報告書34ページ (63ページ)</p>

	<p>【監査意見】 (10) (購入契約について) センターは、設備購入の際に購入コストでの相見積もりを取っているが、今後は材料費や印刷製本費、修繕費などのランニングコストも含めたトータルコストで相見積もりを取るなどして、さらなる費用の削減に努める必要がある。</p>	<p>設備購入に当たっては、ランニングコストを含めたトータルコストで見積書を徴収するように改めるなど、さらなる経費の節減に努めることとした。 【対応済】</p>	<p>報告書35ページ (64ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (11) (閑散期への対応について) 冬場が閑散期となっており、①検診車の多くの不働が発生している。②検診単価を下げるなどの弾力的な運用や③へき地への検診業務の拡大により、閑散期に検診業務を行えるようになれば検診車・人員の削減が可能となり、組織としてより効率的な運営が可能となると考えられる。検診業務の平準化を図る必要がある。</p>	<p>検診事業の冬期対策については、主として未受診者検診や前年実績に達していない市町村への追加検診を実施し、事業者検診においては、計画繁忙期での実施が困難であることから極力閑散期での対応をしている。平成21年度から受託している日本郵政、昭和電工の検診日程の一部を11月から12月に実施した。平成23年度においては、女性特有検診を推進するため閑散期に子宮・乳・骨粗鬆症検診を組み入れることとした。今後も、検診の計画時において繁忙期での集中化を避けるよう引き続き努力するとともに、顧客に対しての渉外活動を強化する。一方、所内検診では、雇い入れ時の検診（2～3月）に対応するため、開所日の拡大に努めていく。 【対応済】</p>	<p>報告書35ページ (65ページ)</p>
<p>社会福祉法人大分県社会福祉協議会</p>	<p>【監査意見】 (1) (生活福祉資金特別会計貸借対照表上の「貸付金償却累計額」に係る誤謬について) 生活福祉資金特別会計貸借対照表の資産の部に記載されている貸付金の項に、貸付資金区分ごとの残高に△表示で「償却累計額」が表示されているが、その集計内容に基本的な誤りが認められた。 平成22年度より新しい会計準則等に則った会計処理が適用されているが、過年度の分についても適宜遡及修正可能な情報の把握が必要である。</p>	<p>「償却累計額」については、電算システムにおいて集計管理しており、平成22年度決算では指摘に沿って貸借対照表に適正な金額を記載した。 平成23年度からは改正された会計要領が適用されたことから、徴収不能（見込）については徴収不能引当金で管理し、適正な金額の算出に努めている。 【対応済】</p>	<p>報告書39ページ (72ページ)</p>
	<p>【監査意見】</p>	<p>地域福祉推進の中心的な役割を担う市町村社会福</p>	<p>報告書39ページ</p>

<p>(2) (事業の優先順位について)</p> <p>県社協が本来やるべき、最も優先度の高い「住民主体による地域福祉活動の推進」に係る取り組みの状況が不十分と考えられる。</p> <p>事業の優先順位を把握して、本来の目的に立ち返って優先順位の高いものから行う必要がある。</p>	<p>社協議会の基盤強化とともに、小地域福祉活動の拠点づくりや展開方法等の指導、また、市町村社協職員（地域福祉コーディネーター）の人材育成を図るため、次の事業等に重点的に取り組み、また、市町村社協、社会福祉施設、関係団体、学識経験者及び行政で構成する進行管理委員会により、事業の進捗状況を管理する。</p> <p>(1) 市町村社協に対する地域福祉活動計画策定について</p> <p>未策定4社協に対して、策定手法等の個別支援を行う。また、計画見直し予定の社協に対しては、次期計画策定に対する計画の評価方法や計画遂行の管理などへの助言を行う。</p> <p>また、市町村社協役職員の資質向上を目的とした研修会等を研修体系にもとづき実施する。</p> <p>(2) ふれあいいいききサロン、子育てサロンについて</p> <p>「サロン活動」の新たな立ち上げや機能強化のための助成支援や担い手に対する研修を開催する（サロン968カ所→1,116カ所）。また、現時点では全ての市町村においてサロンが設置されているが、さらなる普及促進を図っていく。</p> <p>サロン作りの積極的な推進を図るためのフォーラムを開催しており、今後も継続する。また、助成支援したサロンの活動状況を調査し、事例集として取りまとめることにより、さらなる普及啓発を行っていく。</p> <p>(3) 地区（校区）社協について</p> <p>「地区（校区）社協」数は、全県的には159カ所あるが、未だ設置されていない市町村も6カ所あることから、設置手法の研修や個別支援を強化していく。</p> <p>【検討中】</p>	<p>(73ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(3) (社会福祉介護研修センターで実施する研修の対象拡大に係る提案)</p>	<p>平成23年度の自主事業である「介護担当職員技術研修」において、社会福祉法人以外（有料老人ホーム等）の介護担当職員にも受講対象者を拡大し、基</p>	<p>報告書40ページ (74ページ)</p>

	<p>社会福祉介護研修センターが現状行っている福祉従事者への研修は、一部の研修を除き対象が社会福祉法人職員に限定されている。</p> <p>福祉分野に対して多様な事業主体の参加がなされている今日、社会福祉法人でない有料老人ホーム等の職員に対する研修を自主事業として実施することは、今日の社会的要請に応える点でもセンターの稼働率を高める点でも、検討することが望ましいと考える。</p>	<p>本的介護技術及び認知症高齢者への理解と接し方、並びに時々々のニーズに応じたテーマに基づくスキルアップセミナーを4回実施した。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】</p> <p>(4) (生活福祉資金貸付業務における貸付金の残高管理のあり方について)</p> <p>生活福祉資金貸付業務の実施においては、通常このような業務に求められる、実質回収可能額を合理的に算出・把握する管理手法に関して、その発想も実務も欠けていたといえる。</p> <p>平成22年度より適用される新しい「生活福祉資金会計準則」、「生活福祉資金会計要領」においては、その会計処理自体がそのような発想に基づいて設計されている。</p> <p>新ルールによる数値の算出作業に終始するのではなく、その考え方ごと取り入れて、新ルールに準拠した貸付残高管理手法を構築されることが望まれる。</p>	<p>平成23年度からは改正された会計要領を適用し、徴収不能（見込）については徴収不能引当金で管理することとした。また、債権回収については、毎月の償還・滞納状況の把握をもとに滞納者への償還指導を適宜行うとともに、困難ケースへの対応についても法的措置を含め、新ルールの趣旨に沿った貸付残高管理に努めていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書40ページ (75ページ)</p>
<p>財団法人大分県アイバンク協会</p>	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 今後は、公益財団法人に移行するか等の選択をしなければならないが、当協会の事務局の正規職員（副理事長を含む）は一人であり、その中で活動を行っている現状では存続していくことができるのかどうかを慎重に検討しなければならない。実質的に切り盛りしている方が高齢であることに鑑みると現状のままでは活動を将来にわたって継続していくことは厳しい状況といえる。</p> <p>選択肢としては専門職員を県として雇用し、</p>	<p>平成23年3月にこれまで事務を切り盛りしてきた副理事長が退任し、ライオンズ大分県アイ・腎バンク協会から常務理事を迎え、新しい体制で財団の事業を推進している。</p> <p>後段については、当財団はライオンズクラブ関係者や移植医療（角膜）関係者を中心に30年以上にわたり熱心に活動しており、その自主・自立性を尊重する必要があること、既に公益法人移行に向けて準備を進めていること、また、平成22年10月から角膜のあっせん手数料を引き上げたこと等に伴い、今後経営の安定が見込まれること等の理由から、当該業</p>	<p>報告書144ページ (282ページ)</p>

	当該事業を継続していくことも含めた検討が必要となる。	務は引き続き財団が行い、県は啓発活動を通じて献眼登録の推進に協力するなど、側面から支援していくことが適切と考える。 【一部対応済・対応困難】	
生活環境部 財団法人大分県生活衛生 営業指導センター	【監査意見】 (1) (事業内容の見直しとその効果の測定について) ホームページへのアクセス数の把握等可能な限り事業効果の測定を行うとともに、事業内容が本当に事業者へのニーズに沿うものなのかの検討が必要である。	大分県生活衛生営業指導センターのホームページについて、本年度アクセスカウンターの設置など、事業効果を的確に測定できる機能の充実や、事業者に限らず、広く県民にも生活衛生関連情報を提供できる構成となるなどの改修を行う予定である。 また、団体の事業内容に関しては、事業者ニーズの的確な把握に基づいた内容の見直しや、一般県民の生活衛生振興につながる取り組みの検討など、より公益性が高まる内容となるよう指導を行っていく。 【検討中】	報告書43ページ (80ページ)
株式会社エスプレス大分	【監査意見】 (1) 設立当初は、大分地区に将来産業廃棄物の処理問題が発生することが予見されたため、新規業者に対し出資を行ったものの、事業が発生すると次第に同種事業を行う業者の数が増加し、今となっては特定の処理業者に出資する必要性はなくなっている。出資目的も達成されており、株式の譲渡を検討すべきである。	監査人指摘のとおり出資の目的は達成されたため、株式会社エスプレス大分に対し平成23年9月13日に株式を譲渡し出資関係を解消した。 【対応済】	報告書143ページ (281ページ)
	【監査結果】 (2) 県は年1回の株主総会に出席しているようであるが招集通知と計算書類を含む事業報告書を綴り回覧しているのみで、総会でのメモや記録などの証跡が残されていなかった。また、出資先の情報が十分に把握されておらず、出資先の経営が適法かつ適正に行われているか、出資先及び関係会社や取引先の中に県が出資する団体として不適切な個人や会社が存在しないかといった観点でチェックした証跡はなかった。適時・適切なモニタリングを実施すべきである。	株式会社エスプレス大分に対しては産業廃棄物処理業者として、定期的に事業や経営状況を監視するとともに、毎月提出させる業務報告書により委員指摘の点について確認対応してきた。 この度、株式の譲渡を平成23年9月13日に行い出資関係を解消したが、引き続き産業廃棄物の適正処理、法令遵守等について指導していきたい。 【対応済】	報告書146ページ (286ページ)

商工労働部 財団法人大分県総合雇用 推進協会	【監査意見】 (1) (償却原価法の適用について) 人材定住基金で運用を行っている債券のうち、5つの債券は額面金額よりも低い価額で購入しており、取得価額で計上を行ったままになっている。 当該差額は金利の調整と認められることから、購入日から償還日までの間に償却原価法を適用するのが会計基準で定められた会計処理方法であるため、償却原価法を適用すべきである。	平成23年度から償却原価法を適用して計上することとした。 【対応済】	報告書46ページ (87ページ)
	【監査意見】 (2) (未払費用ないし賞与引当金の設定について) 賞与に関して未払費用や賞与引当金を設定する必要がある。	平成23年度会計から未払費用や賞与引当金を設定することとした。 【対応済】	報告書46ページ (87ページ)
	【監査意見】 (3) (貸金台帳について) 貸金台帳を閲覧したところ、台帳作成者が記載した金額を、貸金受領者がチェックし受領印を押す方法が取られていたが、台帳を総務課長等上長が閲覧した証跡はなかった。しかし、上長のチェックが行われないと、台帳作成者の貸金台帳については、作成者と貸金受領者が同一人物となるため、牽制が効かないことになる。今後は上長が定期的に貸金台帳をチェックすべきである。	平成23年度から貸金台帳に決裁欄を設け、上長がチェックすることとした。 【対応済】	報告書46ページ (87ページ)
	【監査意見】 (4) (積立資産について) 特定資産において、基金損失補てん用積立資産とシステム改修準備積立資産の計上額が、固定負債である基金損失補てん用積立金及びシステム改修準備積立金の計上額を149千円超過している(平成21年度末)。 特定資産の積立額が固定負債計上額を超えるということは、積み立てる必要性のない資産を	平成23年度から特定資産積立超過額については、流動資産に計上することとした。 【対応済】	報告書47ページ (88ページ)

<p>特定資産に積み立てることになってしまうことから、超過分は特定資産の利息により発生したものとして流動資産に振り替えるなどの会計処理を行う必要がある。</p>		
<p>【監査意見】 (5) (正規職員就業規則について) 就業規則によると「職員の定年は、定めない」とされているが、組織の新陳代謝や人件費の抑制のためにも職員の定年は設けるべきである。</p>	<p>当協会は、平成16年に改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳未満の定年の定め廃止等が義務づけられたことを受け、定年制を廃止した経緯がある。高年齢者の安定した雇用の確保推進を目的とする当協会の立場から今後も現状のままを維持したい。 なお、現状では概ね5年以内に職員が入れ替わっており、新陳代謝が図られているとともに、昇給制度を設けていないため、雇用継続に伴う人件費の増も生じていない。 今後とも、職責に応じた適材の配置や就業規則に応じた任用を適切に行うことで組織の効率化を図るとともに人件費の抑制に努めたい。 【対応不可】</p>	<p>報告書47ページ (88ページ)</p>
<p>【監査意見】 (6) (事務所家賃について) 事務所を賃料の高い場所に構える合理的な理由が見当たらないことから、効率性の観点から事務所移転を検討すべきである。</p>	<p>当協会の主要な事業であるジョブカフェは、OASISひろば21で実施されており、連携、調整等を円滑に行うためにも、事務所はある程度のその近接地が望まれる。監査意見を受け、事務所移転についても検討を行ったが、大分市中心部（OASISひろば21周辺）で現家賃よりも低廉な物件は極めて少なく、移転する場合には、その費用も考慮する必要があり、経費的にも移転は困難である。 なお、現事務所については、事業規模縮小に伴う面積の見直しに加え、家賃の値下げ交渉（平成22年度7,171円/坪→平成23年度5,250円/坪）により、平成23年度の賃料・共益費は4,173千円と、前年度に比べ6,839千円の経費削減を図ることができたところである。 【対応済】</p>	<p>報告書47ページ (88ページ)</p>
<p>【監査意見】</p>	<p>協会並びに協会の運営するジョブカフェおおい</p>	<p>報告書47ページ</p>

<p>(7) (雇用に関する機関について) 大分県には就職支援や職場定着支援を行う機関が点在しており、一部重複しているような機関も存在していることからコスト面から効率的とはいえず、利用者の視点からも情報を網羅的に認識しづらい状況にあると考えられる。 各機関が連携し情報の集約化を図る必要がある。</p>	<p>HPのリンク集の就職支援等関係機関のサイトの記載方法を見直し、支援内容別に関係機関をまとめる等、利用者にとってアクセスしやすいよう改善を図った。 【対応済】</p>	<p>(89ページ)</p>
<p>【監査意見】 (8) (人材定住基金の運用について) 人材定住基金12億6千万円のうち、外国債券を4銘柄計6億円購入しているが、うちユーロ円債(2億円)が平成22年7月に実質0%の金利水準となってしまっており、現在の状況からすると、この状態が継続する恐れがある。 基金については預金や国債など安全かつ確実な運用が望ましいと考える。</p>	<p>これまでも資産運用規程に基づいた人材定住基金の運用を行っているが、今後、償還期日の到来するものについては、償還日までの年数も考慮した上で、継続的な資産運用収入を図ることのできるより安全かつ確実な資産への投資を行っていくよう措置を講じる。 【対応済】</p>	<p>報告書48ページ (90ページ)</p>
<p>【監査意見】 (9) (賛助会員の減少傾向について) 協会の賛助会費の減少が続いている。賛助会費獲得のために、目標を設定した上で、適時、分析・評価・改善を行うよう検討する必要がある。</p>	<p>平成23年度は、平成22年度比約2%増の目標を設定した。 目標達成へ向けて会員継続の働きかけや新規会員の勧誘等積極的に取り組んでいる。 【対応済】</p>	<p>報告書48ページ (91ページ)</p>
<p>【監査意見】 (10) (人材定住基金事業「SORIN」の有効性について) ハローワークでも求人情報のインターネットサービスが導入されたことにより、SORINの役割・意義は大きく薄れている。SORINの維持管理コストも多額であり、費用対効果の面で問題となっていることからSORINの廃止を検討すべきである。</p>	<p>SORINシステムについては、平成23年度中にシステムの見直し方針を固め、平成24年度中に改修もしくは新システムの構築を完了する方向で検討を行っている。 なお、システム改修に当たっては、監査意見を踏まえ、一般への求人企業情報の提供等、ハローワークインターネットサービスで代替できる機能については原則廃止することとし、数年後の転職や採用を考えるU・Iターン就職希望者や企業等にとって必要な機能に厳選する方向で改修あるいは開発を行うよう検討している。</p>	<p>報告書49ページ (92ページ)</p>

		<p>また、システム開発やハード・ソフトウェアの導入方法について工夫を重ねることにより、サイトの管理・更新にかかる経費やハードウェア使用料の削減を図るなど、維持管理コストの低減にも努めていく。</p> <p>【検討中】</p>	
	<p>【監査意見】</p> <p>(11) (人材定住基金について)</p> <p>協会は財務状況の悪化及び事業規模の縮小から、人材定住基金12億6千万円を取り崩し、若年者就職支援のためにジョブカフェ事業等の上積みや新規事業を行うことを検討している。しかし、基金転用による就職・定着の効果は極めて不透明であり、これまで基金が効果的かつ効率的に使われてきたとはいえないことから、基金はいったん県などに自主返還することも検討する必要がある。</p>	<p>協会は、公益財団法人への移行認定を予定しており、現在、平成25年度の公益認定へ向けての準備を行っている。移行後は公益認定基準を遵守した公益目的事業を行うことになるため、その点からも人材定住基金事業の事業内容や経費について見直しを行っている。基金を活用した若年者雇用・定住促進事業については県のジョブカフェ事業等と事業の方向性が一致するため、今後も県と協調して取り組んでいくことで、効果的な事業の運営と効率的な基金の活用を図っていききたい。</p> <p>【対応済】</p>	報告書49ページ (93ページ)
財団法人大分県産業創造機構	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (経営支援の記録について)</p> <p>中小企業支援事業において、経営支援を行った詳しい内容や支援効果の記録が十分に残されていない。支援の経緯や状況等を各種資料とともに記録として残しておき、支援ノウハウの蓄積やプロパー職員の育成に役立てる必要がある。</p>	<p>現行の企業支援情報は、機構内部の業務ソフトに蓄積されているが、プロパー職員の育成等にも役立つため、平成23年度から、経営支援の経緯や手法、効果等についてこれまで以上に詳細に記述し、記録として残すこととした。これにより、支援ノウハウの蓄積と職員間の情報共有化を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書52ページ (99ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) (自立支援型組織を目指した事業の検討について)</p> <p>県からの業務援助・企業からの出向職員が他の外郭団体と比しても多い状態である。自立支援型の組織を目指して、自主事業の開発、受託事業の検討、企業OBの活用等、産業創造機構としての新たな取り組みを検討する必要があると考えられる。</p>	<p>県からの業務援助職員については、地域結集事業が平成24年度末で終了する予定であることから、当該事業に係る業務援助職員が平成25年度以降は減となる見込みである。</p> <p>また、団体運営の安定的な継続のため、平成21年度に2名のプロパー職員を採用するなど、人材の適正確保を図っている。事業面では、23年度、大分県信用保証協会からの新規事業受託を行うこととしている。さらに、23年度、コーディネーター等の契約</p>	報告書52ページ (99ページ)

		職員として企業OB数名を活用している。 【対応済】	
	<p>【監査意見】</p> <p>(3) (ソフィアホールの収入確保について)</p> <p>ソフィアホールの稼働率が低下していることから、利用率が低減している原因を把握し、対策を検討することによって稼働率を上げ、収入を確保する必要がある。</p>	<p>利用率向上対策の一環として、平成23年1月から特別料金（一般会員は1割引、特別会員は2割引）を設定した。また、さらなる利用率向上のため、機構情報誌でのホール利用の案内や、過去の利用企業に対する再利用の働きかけを現在行っている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書53ページ (100ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(4) (特定資産の取崩しの状況について)</p> <p>平成20年度包括外部監査報告書において大分県産業創造機構に関して記載された特定資産の取り崩しに係る監査意見は、一定限の措置がなされたものと認めうるが、さらに整理し取崩していく方向で検討されたい。</p>	<p>特定資産の整理については、平成24年4月の公益財団法人移行に向けた作業とも関連するため、23年度中に特定資産全般について根拠の見直しを行い、根拠が明確でない資金については、取崩しを含めて検討する。</p> <p>【検討中】</p>	報告書53ページ (100ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(5) (産学官連携推進事業について)</p> <p>産学官連携推進事業については、十分な成果が上がっているとは見られないことから、今後の取り組みを再検討する必要がある。</p>	<p>経営基盤の脆弱な中小企業にとって、大学のシーズや資源を活用した産学官連携事業は、ビジネスの拡大に有効なため、「地域イノベーション創出研究開発事業」、「戦略的基盤技術高度化支援事業」等の国の産学官連携事業の獲得に向けた取り組みを強化する。現在、国の産学官連携事業の獲得を希望する企業に対し、事業計画の策定支援や産学官による連携体制構築に向けたサポートを行うなど、企業及び大学と連携しながら、今後の国の採択に向けた取り組みを強化している。</p> <p>【対応済】</p>	報告書53ページ (101ページ)
財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	<p>【指摘事項】</p> <p>(1) (固定資産の管理について)</p> <p>固定資産に計上されているもののうち、既に現物がないものについては除去処理すべきである。</p>	<p>既に現物がない固定資産については、平成22年度決算において費用として計上し、除却処理を完了している。</p> <p>【対応済】</p>	報告書57ページ (109ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (事業活動の認知度の向上について)</p>	<p>財団では、「ネットあんしんセンター」の運営など大分県民や県内企業の幅広い層を対象とした普及</p>	報告書58ページ (110ページ)

	<p>県民への普及啓発活動の頻度を高めることや、県民と接する活動を増やすことにより事業活動の認知度を上げる方策を検討する必要がある。</p>	<p>啓発事業に取り組んでいるが、主たる目的は、ハイパーネットワーク社会の早期かつ健全な実現を図り、もって我が国及び国際社会の発展と国民生活の向上に寄与することであり、調査、研究等を通じて全国に向けて情報発信を行っている。今後は、農業、防災、教育など地域社会に密着した分野の調査研究や学校における情報モラルに関する普及啓発などを通じて県民との接点を増やし、事業活動に対する認知度の向上を図っている。</p> <p>例示で上げられている土日の研修ルーム開放については、研究所の閉所日である土日に人員配置が必要となること、入居ビルが日曜は閉館日であることなど、解決すべき課題があるが、研修ルームの土日利用についてNPO法人等に対しニーズ把握のためのヒアリングを行っているところであり、平成24年1月末を目途にとりまとめを行い、必要に応じてビル管理会社と協議し、実施の可能性について検討する。</p> <p>【検討中】</p>	
財団法人日田玖珠地域産業振興センター	<p>【監査意見】 (1) (退職給付引当金の設定について) 退職給付引当金を設定すべきである。</p>	<p>平成22年度決算書より退職給付引当金を計上している。</p> <p>【対応済】</p>	報告書60ページ (114ページ)
	<p>【監査意見】 (2) (商品券の管理について) 客から受け取った商品券が再利用可能な状態で手提金庫に保管されていた。再利用されないようにする必要がある。</p>	<p>監査意見を踏まえ、監査指摘後の商品券に関して、商品券裏面へ経理責任者の印鑑捺印を徹底するよう、平成22年度中に対応した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書60ページ (114ページ)
	<p>【監査意見】 (3) (固定資産の管理について) 固定資産に係る現物実査が行われていなかった。今後は定期的に現物と台帳の照合を行い管理すべきである。</p>	<p>平成22年度決算において、現物実査を実施し、適正に処理するとともに、決算時期に必ず現物実査を行うよう徹底した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書60ページ (114ページ)
	<p>【監査意見】 (4) (大展示場の利用促進について)</p>	<p>大展示場の利用促進のため、23年度内にセンター、日田市、出捐団体とで有効利用に向けた協議を行い、</p>	報告書60ページ (115ページ)

	<p>振興センター内の大展示場の使用料は、自主財源確保のために必要不可欠であり利用率を高める方策を検討されたい。</p>	<p>24年度以降、協議内容をふまえた利用促進の具体的方策を実行する。</p> <p>また、センター事務局において、貸会場の積極的な営業活動（家電、呉服、輸入家具等販売業者などを対象）を行い、収入源の確保に努力する。</p> <p>【検討中】</p>	
大分県信用保証協会	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (保証の意思決定の際の検討のあり方について)</p> <p>保証の意思決定の際の検討について、保証先の状況を関係先も含めてグループベースで検討すべきところ、検討が不十分と思われるケースがあった。</p> <p>保証を行う際には保証先の実態把握に努め、保証承諾後短期間で代位弁済に至らないようにすべきである。</p>	<p>グループ企業に対する与信管理について、今後は、現地訪問や取引先金融機関訪問等を行い、一層保証先の実態把握の精度を高める。</p> <p>【対応済】</p>	報告書63ページ (120ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) (継続取引先の実態把握について)</p> <p>保証承諾後短期間で代位弁済に至った先の中に過去からの継続取引先が散見されることから、継続取引先についても過去の情報に依存せず十分に実態把握を行い慎重な審査を行う必要がある。</p>	<p>今後は申込人の過去の情報に加え、現地訪問や取引先金融機関訪問等を行うことにより、一層申込人の実態把握の精度を高める。</p> <p>【対応済】</p>	報告書63ページ (120ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(3) (代位弁済発生時の顛末書作成について)</p> <p>代位弁済発生時には顛末書等を作成し、経営責任を有する経営陣に正式に報告するとともに、その後の代位弁済を抑えるための有用な管理資料とするべきである。</p>	<p>大口案件については、代位弁済時に役員に対し、回収方針についての報告書を提出しているが、今後は当該報告書に、代位弁済に至った経緯等の分析を加える等して報告書の精度を高めるとともに、職員にも回覧し、情報共有に努める。</p> <p>【対応済】</p>	報告書63ページ (120ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(4) (経営支援室の活動について)</p> <p>経営支援室の活動について現状では十分な経営支援の機能が果たされているとはいえないことからその活動を充実させるべきである。</p>	<p>平成23年度より、経営支援課に組織変更（格上げ）し、職員を1名増員した。</p> <p>また、職員2名を中小企業診断士とし、経営支援機能の拡充を図った。</p> <p>【対応済】</p>	報告書63ページ (121ページ)

	<p>【監査意見】 (5) (内部監査について) 内部監査については現状、総務部が行っており、独立性の観点から改善の余地がある。</p>	<p>平成23年度より、総務部門から独立して監査を行う「危機管理担当」を創設した。 【対応済】</p>	<p>報告書63ページ (121ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (6) (プロパー職員の理事登用について) 職員のモチベーションを高めるためにもプロパー職員の理事登用について、検討すべきである。</p>	<p>監査意見の趣旨に沿い、理事登用に当たっては、プロパー職員を含め、能力・適材適所を重視する。 【対応済】</p>	<p>報告書63ページ (121ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (7) (県関与のあり方について) 県側はこれまで以上に当協会のモニタリングを行うべきである。</p>	<p>平成23年度より、金融円滑化特別対策事業に係る損失補償基金の毀損回避に努めるため、毎月、期中管理状況報告書の提出を求めている。また、国が検査を実施する際の立会いを予定している。 【対応済】</p>	<p>報告書64ページ (122ページ)</p>
大分ブランドクリエイティブ株式会社	<p>【指摘事項】 (1) (個人に対する売掛金について) 平成21年3月23日に発生した売掛金77,060円が平成22年7月末時点で未回収で滞留債権となっている。売掛金の回収について滞留債権に移行しないように回収状況を定期的にモニタリングすべきである。 掛け売りについてはこのような未回収となるリスクがあるのでクレジットカードを利用して発生する売掛金を除き取り扱わないようにすべきである。</p>	<p>未回収債権については、平成22年8月31日付で回収済み。 クレジットカード以外の掛け売りは極力行わないようにし、やむを得ない場合は催告と月1回の請求書送付など売掛金の回収に努めている。 【対応済】</p>	<p>報告書66ページ (126ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (1) (「坐来大分」の経営戦略について) 「坐来大分」は東京における大分県産品の普及に取り組み「おおいた」ブランドの確立を図ることを目的としているが、現状は繰越利益剰余金がマイナスでありさらに大分県から賃借料を免除されている。 「おおいた」ブランドを確立するという目的があるにせよあまりにも赤字体質が続くよう</p>	<p>県の情報発信機能を担う組織体制のもと、マーケティング活動等を踏まえ、年度当初に健全経営に向けた売上目標・費用を設定している。また、目標の達成や取組状況などについて、四半期毎に開催する取締役会にて執行管理を行っている。 平成23年度は、ディナー来客数の増加を図るとともに、店内や出張での物産販売等を通じて、売上増加による経常利益の黒字化を目指している。 なお、平成22年度の経常利益は、震災の影響によ</p>	<p>報告書66ページ (126ページ)</p>

	<p>あれば大分県の出資が毀損し続け、県民の理解も得られなくなるおそれがある。県民の理解を得るために赤字を出さないような実現可能性のある経営戦略の策定を急ぐべきである。</p>	<p>る13日間の休業があり、黒字とはならなかったものの昨年の赤字幅を圧縮した。</p> <p>【対応済】</p>	
株式会社大分国際貿易センター	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (ポートセールス活動について)</p> <p>大分県としては貨物取扱量が減少している現状の下、コンテナ貨物を獲得するためにポートセールス活動を行っている。しかし、実際に貨物を獲得するためには行政のみによるポートセールス活動には限界があるため、大在コンテナターミナルに入居する海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者など物流関連企業から大分県内の輸出入貨物の動きや企業情報、船賃の動きや陸上運賃の概要や、周辺の倉庫立地状況など、コスト面や周辺の物流環境面に関する情報を入手しやすい当社と大分県が一体となったポートセールス活動を行う必要がある。</p> <p>そのために当社及び大分県は、ポートセールス推進員に対して輸出入に係る様々な情報の具体的な収集計画を策定させ、さらに実際の活動を定期的に報告させることによって、ポートセールス活動をモニタリングして営業活動に活かしていくべきである。</p>	<p>ポートセールス推進員からの報告により、輸出入に対する需要調査が進んでいる。</p> <p>具体的な収集計画を策定（8月10日）し、さらに効率的に協同で営業活動を行っている。</p> <p>また、県内海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者など物流関連企業から大在コンテナターミナルの抱える問題点や改善案など聞き取りを行ってきた。</p> <p>こうした活動の中で、大在コンテナターミナルは輸出に比べて輸入が少なく、輸出のための空コンテナの調達にコストがかかるなど競争力が弱いとの課題が浮き彫りになった。このため、本年度は新たに輸入コンテナを増やすための補助金制度を創設した。12月末時点で新制度の説明を兼ねて93件のポートセールスを行った。併せて、10月には39社の荷主企業等を集め、ポートセミナーを大分市で開催した。</p> <p>こうした取組の結果、新制度を活用した輸入コンテナについては23年度は約1500個の増加が見込まれる。</p> <p>【対応済】</p>	報告書68ページ (131ページ)
大分朝日放送株式会社	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 大分県は、県内民放3社のうち2社（(株)大分放送と大分朝日放送(株)）の株式を保有しているが、地上波テレビ放送の普及促進という観点からすれば当初の出資目的は達成されていると考えられる。デジタル放送への完全移行後も、放送と通信の融合事業やデータ放送事業等、県と放送事業者との連携が必要と思われる施策が考えられるものの、昨今県と外郭団体とのかわり方が見直されている中、今後とも株式を保有し続けることが本当に必要なのかを検討すべ</p>	<p>県の出資比率は5%で、保有株式は額面で1億5千万円、株式の譲渡には取締役会の承認が必要となっている。</p> <p>当該法人にとって県は重要安定株主と位置づけられており、知事が継続して取締役を務めている。地上デジタル放送完全移行後も引き続き連携した取組が必要な中で、地域の情報提供・発信や災害等緊急時の情報伝達手段など放送事業の公共性も考慮し、当面、株式の保有は継続する。</p> <p>【対応困難】</p>	報告書143ページ (281ページ)

	<p>きである。</p> <p>【監査結果】 (2) 大分県は株主であることから、主管課で招集通知により決算数値の把握を行っている。また、期中で行われる取締役会の議事録についても入手し、それを通じて期中の営業状況の把握を行っている。これとは別に、商工労働部では年2回県内企業の訪問を実施しており、当社もその中に含まれている。この訪問では、主に企業の景況感、業績見込み、雇用等について簡単な質問表に基づくヒアリングを実施している。</p> <p>このように、一定の水準でモニタリングが実施されているが、当社のような放送設備に多額の投資を要する企業については、可能であるならば3ヵ年計画等の中期経営計画を入手したうえで予算実績比較分析等も行い、経営状況や財務内容の把握に努める必要があると考えられる。</p> <p>またこのような長期的観点でのモニタリングは、放送通信に関する県の政策を検討する上で欠くべからざる検討といえる。つまり、統制目的のモニタリングだけでなく業界の今後の方向性を把握し、政策に生かすためにも必要な作業といえる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、年2回の訪問による聴き取りのほか、取締役会（年4回）資料、株主総会資料（事業報告・決算書等）の確認と分析を行い経営状況や財務内容の把握に努めている。また、取締役会で報告があった中期経営計画の内容を確認したところであり、今後、この計画に対する実績を比較分析していくこととしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書146ページ (287ページ)</p>
<p>株式会社エフエム大分</p>	<p>【監査結果】 (1) 県は、団体の売上高が5年連続で減少し、繰越利益剰余金のマイナスが継続している状況の中、有利子負債がほとんどないことなどから資金繰りには当面は問題がないと判断しており、事業計画の入手・検討や営業努力の確認を十分に行っていない。</p> <p>ところが、売上減少を食い止めることや経費を節減すること等を急がなければ、資本の毀損が進み債務超過に陥ったり、資金繰りへの影響が出ることも考えられる。</p>	<p>監査意見を踏まえモニタリングの強化を図るため事業計画の提出を求めた。これに対し、黒字定着、累積損失の解消が急務であることから、資本金の額を減少して欠損填補を実行するとともに、人件費、番組費、固定管理費等を全面的に見直し、費用を削減して利益率の向上を図る計画についての説明があった。（全株主に対して実施）</p> <p>そこで、県は、費用削減の具体的な内容を中心に当該計画に関する詳細な聴き取り及び現在の財務状況の把握を行った。その結果、当該計画は実現性が高く資本金の額の減少により会社のスリム化が図ら</p>	<p>報告書144～ 145ページ (283～284ページ)</p>

	<p>県としては、経営改善は特定事業の収入増加にかかっていると認識してはいるが、事業計画の入手や計画の合理性の検討、損益分岐点等の重要なポイントの把握が十分ではなく、また、役員構成や主な広告主も把握していなかった。繰越利益剰余金がマイナスでもあることから、現在のモニタリングを強化する必要がある。</p>	<p>れ経営基盤の強化につながるなど、実効性が認められるものであると判断した。</p> <p>この資本金の額の減少は、平成23年12月12日開催の臨時株主総会で決議された。(効力発生日：平成24年1月18日)</p> <p>今後、四半期ごとに訪問して聴き取りを行い、当該計画の進捗を注意深く監視するなど更なるモニタリングの強化を図るとともに、各種中小企業経営支援策の活用についての助言や情報提供を行っている。</p> <p>【対応済】</p>	
株式会社大分放送	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 大分県としては放送局が許認可事業として保護されている業種であって、このところの赤字がデジタル化に伴う多額の減価償却費というすべての放送局に共通した理由に基づくものであり、かつ自己資本も潤沢に残っていることから、事業報告の閲覧や年に2回商工労働部が実施する景況感の訪問調査でモニタリングを行っているのみである。</p> <p>しかしながら大分県知事が取締役となっているため、商工労働部としては取締役会資料と決算書との関連性を分析し異常点がないことを注意深く確かめたり、また過去3年間が連続して赤字になっていることから、中期計画等を入手して将来の黒字化の計画についての把握も行うべきである。</p> <p>さらに、長期的観点でのモニタリングは、放送通信に関する県の政策を検討する上で欠くべからざる検討といえる。つまり、統制目的のモニタリングだけでなく業界の今後の方向性を把握し、政策に生かすためにも必要な作業といえる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、年2回の訪問による聴き取りのほか、取締役会(年4回)資料、株主総会資料(事業報告・決算書等)の確認と分析を行うとともに、経営計画、経営状況や財務内容の把握に努めるなど、モニタリングの更なる適正化を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書145ページ (284ページ)
大分県デジタルネットワークセンター株式会社	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 企業環境の変化が激しいことを考慮すれば、</p>	<p>監査意見を踏まえ、年2回の訪問による聴き取りのほか、取締役会(年4回)において予算、事業計</p>	報告書146ページ (286ページ)

	<p>年に1度の業績把握では不十分と考えられる。 単年度の経営計画（予算）及び中期計画を入手した上で、取締役会等で報告される期中の業績がそれらと比較して大きく乖離していないか等、業績の推移は可能な限り期中でも把握し、異常性がないか確認すべきである。</p> <p>また、ケーブルテレビの設備には多額の初期投資が必要となるものの、技術革新の速度も速いことを考慮すると今後新たに設備投資が必要になることも考えられる。従って、現時点では設備更新の必要はないにしても、設備投資計画等を入手し将来の設備投資により、どのような財務内容になるかについても把握しておく必要があると考える。</p>	<p>画等を把握するとともに、取締役会資料、株主総会資料（事業報告・決算書等）の確認と分析により業績推移を把握するなど、モニタリングの更なる適正化を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>農林水産部 公益財団法人森林ネット おおいた （旧財団法人大分県森林整備センター）</p>	<p>【監査意見】 (1)（有価証券の運用について） 基本財産の一部を円貨建外国債に運用しているが、実質0%の金利水準となってしまうものがあり、現在の状況からするとこの状態が継続する恐れがある。基金については預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考える。また、償還年数のバランスについても配慮した運用が必要である。</p>	<p>有価証券の運用については、「資金管理の基本方針」を定め、安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な資金管理を行っている。</p> <p>また、現状の金利は、最近の円高傾向が原因であり、0%金利となっているものもあるが、これまでは相当の金利を生み事業実施に寄与している。</p> <p>さらには、途中解約を行うと元本割れに陥ることも考えられ、現状維持で推移せざるを得ないが、今後、円安傾向にふれば金利も回復するものと予想される。</p> <p>コールまたは契約満了等の場合は、証券会社等から資料を徴収し、諸条件を整理検討し、財務委員会等の意見を踏まえ、円貨建外国債とするのか、国債等に運用替えを行うのか、償還年数等のバランスにも配慮しながら運用し、併せて資産安定基金を積み立て、不測の事態に対応することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書71ページ （136ページ）</p>
	<p>【監査意見】 (2)（県との事業分担について） 県と財団は同様の事業を実施しているため、将来的には事業の統合を検討する必要がある。</p>	<p>県は当財団に県民有林（9,557ha）に係る保育や下刈り等の施業を委託しており、その他の県営林（7,253ha）についても、当財団に調査業務の委託を行っている。県民有林と県営林はいずれも県有</p>	<p>報告書71ページ （137ページ）</p>

	財産であることから、財産処分等については県が行うが、今後は、調査や施業等委託可能な事業は委託していく。 【検討中】	
<p>【監査意見】</p> <p>(3) (役員について)</p> <p>プロパー職員の役員が不在の状況である。プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。</p>	<p>職員が各事業についてアイデア等を提案できる機会を設け、職員のモチベーション向上に努めるとともに、新たに職級を設置するなど、将来的にプロパー職員も役員に登用できるよう、人材育成に努めることとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書72ページ (138ページ)
<p>【監査意見】</p> <p>(4) (理事の選任について)</p> <p>理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。</p>	<p>平成23年4月1日に公益財団法人の認定にあわせて、幅広い分野から、理事会への積極的な関与が可能な理事を選任した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書72ページ (138ページ)
<p>【監査意見】</p> <p>(5) (出資金の管理について)</p> <p>出資先の経営状況のモニタリングを十分に行い、出資金の評価を行う必要がある。</p>	<p>平成23年度からは、出資している14の森林整備法人に対して定期的に決算書入手するなどしてモニタリングを行い、経営状況を把握するとともに、森林整備法人としての適格性についても調査することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書72ページ (139ページ)
<p>【監査意見】</p> <p>(6) (県民の森について)</p> <p>県民の森における現金の実査については日次で行い、その結果を担当者以外のものがチェックする体制を構築する必要がある。</p>	<p>県民の森における現金の実査については、平成23年度から日次、担当とマネージャー及びサブマネージャーで実査を行うこととした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書72ページ (139ページ)
<p>【監査意見】</p> <p>(7) (預金通帳の管理について)</p> <p>預金通帳の管理に当たっては、県民の森及び林業研修所が多額の預金を管理する必要のない管理体制を構築する必要がある。</p>	<p>平成23年度から効率性と安全性を考慮し、月ごとに県民の森管理事務所及び林業研修所へそれぞれ必要最低額を送金して管理することとし、また、預金通帳等の管理体制については、通帳と印鑑の管理者を分けるとともに、それぞれの管理者及び副管理者を設置し、安全性の確保に努めることとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書72ページ (139ページ)

財団法人大分県主要農作物改善協会	<p>【監査意見】 (1) (種子対策事業について) 大分県主要農作物改善協会の種子対策事業における稲種子、麦種子及び大豆種子の優良種子としての合格数量が、計画数量と比較して低すぎる。気象変動や病害虫に対応した指導を行うべきである。</p>	<p>稲種子、麦種子及び大豆種子の生産量及び品質が、気象条件に大きく左右されることはやむを得ない。しかし、採種農家の栽培努力も必要不可欠であることから、採種農家に対して基本的な栽培技術を引き続き指導していくことで、合格種子の確保に努める。 なお、平成22年産水稻の合格種子の割合（計画数量対比）は83%と、前年産（同19%）に比べて大きく改善した。 【対応済】</p>	報告書74ページ (143ページ)
公益社団法人大分県農業農村振興公社	<p>【監査意見】 (1) (草地林地一体的利用総合整備事業の目的及び同事業に係るリスクマネジメントについて) 大分西部地区における草地林地一体的利用総合整備事業は、環境汚染を懸念する住民の反対運動により中断している。しかしこの事態は県と公社のかかわった当初から予見不可能なものだったとは考えられない。同事業の目的に地域振興の観点も含まれているにもかかわらずそこに十分な手当てが施されていなかったと思われる。また事業の計画立案段階で適切なリスク把握と対策が行われていなかったことが推察される。今後の同事業ないし類似事業の計画・遂行に当たっては、これらの点を十分に考慮して行う必要がある。</p>	<p>平成24年度から実施予定の同類事業の計画に当たっては、県、市町村及び公益社団法人大分県農業農村振興公社と密に連絡を取り、周辺住民等の状況を確認の上、計画策定を行った。 【対応済】</p>	報告書78ページ (150ページ)
	<p>【監査意見】 (2) (大規模リース団地整備支援対策事業に係るリース契約の違約損害金条項について) 大規模リース団地整備支援対策事業において、入植者と公社との間で交わすリース契約の契約書には、借り手である入植者の責任で中途解約に至った場合において借り手が負担すべき違約損害金についての定めがない。 多額な補助金により実施される事業の完遂を担保するため、また通常のリース契約の概念に</p>	<p>入植者が途中で離脱した際には、施設が安定的に利用できるように、市町村と県が責任をもって対処することを基本協定書で明記しており、一方的に公社に負担がかからないよう措置を講じているところである。 また、入植者に対して、事前に「離脱補償金」（リース料1年分）の納入、事業実施市町村に対して「事業推進負担金」（リース料1年分）の納入を義務づけることで、公社としては2年間分の担保を確保している。さらに、リース契約書文面にも「この契約</p>	報告書78ページ (151ページ)

<p>照らして貸し手である公社が妥当な経済的効果を得るために、中途解約に係る違約損害金の規定を具体的に設けることが妥当である。</p>	<p>は、乙（借りて）の一方的な意思表示によって解除することはできないものとする。」と規定しており、監査意見にある「借り手である入植者の責任で中途解約に至る」は、契約違反に該当し、その場合、法的手段により、ペナルティ（違約損害金等）を負わせることも可能だと考えていることから、県及び公社のリスク回避としては十分と考えている。</p> <p>入植条件の違約損害金条項を強く掲げた場合、入植希望者の意欲を削ぎ、リース団地造成が計画的に進まないことも懸念されるため、違約条項の設置は見送ることとした。</p> <p>【対応困難】</p>	
<p>【監査意見】</p> <p>(3) (就農支援資金貸付事業について)</p> <p>公社が実施する就農支援資金貸付事業において、延滞が相当額発生しており、現在貸し倒れは発生していないが、今後発生する可能性は高い。しかし公社には金融機関のような債権管理や不良債権回収のノウハウは無く、債務者区分や債務者状況の把握といった債権管理は十分に行われていない。</p> <p>債権管理体制の強化、十分な引当による適切な会計処理が必要である。</p> <p>また貸し倒れ発生時の損失の負担関係は現在明確にされていないため、早急に県と相談し明確にすべきである。</p>	<p>平成23年10月に債権回収事務取扱要領を策定し、延滞の発生防止及び債権管理体制を強化した。</p> <p>また、平成23年10月に貸倒引当金取扱要領を定め、平成23年度決算から貸倒引当金を計上し、貸し倒れの発生に備えることとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書79ページ (152ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(4) (大分農業文化公園の指定管理受託に係る再委託業務について)</p> <p>公社は県から大分農業文化公園指定管理業務を受託しており、これに含まれる設備保守管理業務や清掃業務については再委託を行っている。</p> <p>これらの再委託に係る指名競争入札について、両業務を一括した発注、また複数年での契</p>	<p>平成23年度から、清掃業務は再委託せず直営で実施することで、前年度から4,890千円節減し、設備保守管理業務は、再委託にあたり複数年契約を実施することで、前年度から682千円節減した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書79ページ (153ページ)</p>

	約を行うなどの工夫により、コスト削減が見込まれるためこれを検討する必要がある。		
	<p>【監査意見】 (5) (大分農業文化公園に係る入場者数の目標設定について) 公社は毎年大分農業文化公園の目標入場者数を設定しているが、この目標値に合理的根拠が見られない。職員のモチベーション向上や、未達分析による集客力向上に資するため、合理的分析に基づいて達成可能な目標設定を行うことが適当である。</p>	<p>目標入場者数については、過去の実績に基づき休日や天候を考慮し、月単位での積み上げを行ったうえで目標を設定した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書80ページ (154ページ)
	<p>【監査意見】 (6) (固定資産及び備品の管理について) 固定資産及び備品に係る実物調査が行われていなかった。 固定資産等に関しては定期的に、少なくとも年度末には、固定資産や備品台帳等に記載されている物品が存在するか、確かめるべきである。</p>	<p>固定資産及び備品については、平成22年度末において、固定資産や備品台帳に記載されている物品の存在を確認したところであり、今後は定期的に実物調査することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書80ページ (154ページ)
社団法人大分県漁業公社	<p>【指摘事項】 (1) (固定資産の調査について) 財務規程によると、「出納員は毎年一回以上、固定資産の現状を調査し、台帳と照合しなければならない」と定められているが、固定資産の調査を行っていなかった。台帳に記載されている固定資産が実際に存在し利用されているか(資産の実在性)を確かめるために、規程通りの現物調査・照合を実施すべきである。</p>	<p>平成23年1月に現物チェックを行い、使用できない物については平成23年3月で廃棄処分とした。今後は、規程に沿って現物調査・照合を実施していく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書82ページ (159ページ)
	<p>【指摘事項】 (2) (備品の管理について) 公社財務規程によると、取得価格2万円以上のものは備品として備品管理簿により管理すると定められているが、管理者にヒアリングを実施したところ、備品管理簿が作成されていないことが判明した。また、備品を含む物品につい</p>	<p>過去5年間の決算資料に基づき、備品購入費の履歴から確認して備品管理簿を作成し、また、平成23年3月に棚卸を実施した。今後は規程に沿って実施していく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書82ページ (159ページ)

	<p>ては毎会計年度末日に実施棚卸をすることになっているが、棚卸も実施されていなかった。備品管理簿の作成と備品等の棚卸を規程に従って実施すべきである。</p>		
	<p>【監査意見】 (1) (目標原価の設定について) 種苗ごとの目標原価が設定されていないので、目標原価の設定を行う必要がある。</p>	<p>各魚種ごとの過去5年間の生産原価を算出し、最も安い時の原価と販売価格の2つのうち、金額の低い方を目標原価として魚種ごとに設定し、効率的な業務への転換や職員の原価意識を高めることとした。 【対応済】</p>	<p>報告書82ページ (159ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (2) (種苗販売価格について) 漁協や漁業者への種苗販売単価が一定であるので、原価が上がると不採算事業に陥りやすい状況となっている。値上げや値下げを検討する必要がある。</p>	<p>生産原価の削減の見通しがついたことから、種苗販売価格の値上げについては当面行わないが、公社の収支改善策が他にない場合は、関係機関に説明し値上げを協議することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書83ページ (160ページ)</p>
<p>社団法人大分県生乳検査協会</p>	<p>【監査意見】 (1) (今後の検査業務等について) 大分県生乳検査協会は検査乳量が増えない限りは収入の増加が見込めないと思われる。3人の職員で検査業務を行っているが、小規模な人数では生乳の検査数量が限られており、収入を増加させることは限界がある。このような現状のまま事業を継続しても赤字が増加する一方であり、組織として継続することが困難な状態にある。検査料金の改定等を行い、収支均衡を図るか、検査業務を他の組織に委ねることが可能であれば事業の廃止または解散も含め検討する必要がある。</p>	<p>検査乳量の増加が見込めない中、今後も収入の増加は見込めず、経営環境は厳しさを増している。検査業務を九州生乳販売農業協同組合連合会検査所に委ねることが可能となったことから、本団体は本年6月末日をもって解散に至った。また、大分県酪農業協同組合も、新たに検査業務を開始し、組合員の要望に応えられるよう対処する方針である。 【対応済】</p>	<p>報告書85ページ (164ページ)</p>
<p>社団法人大分県畜産協会</p>	<p>【監査意見】 (1) (旅費規程について) 旅費規程によると、役員・従業員の宿泊料が定額と定められており、非常勤役員の費用弁償規程では、非常勤役員の総会・理事会等会議出</p>	<p>旅費については、現状定額とされているが、実情にあった精算ができるよう、理事会・総会で協議し、平成24年3月までに規程の見直しを行う。 【検討中】</p>	<p>報告書88ページ (171ページ)</p>

<p>席のための旅費が定額とされているが、実費精算を行うよう、規程の見直しを行うべきである。</p>		
<p>【監査意見】 (2) (畜産コンサルタント事業における効果の検証について) 畜産コンサルタント事業について効果の検証が行われていない。事業の効果を随時・適切に検証・評価し、効果のあるコンサルタント事業が行えるよう努めるべきである。</p>	<p>畜産コンサルタント事業については、包括外部監査終了後、事業を効果あるものにするため、コンサルタントの結果に基づく改善指導を速やかに行う体制を関係機関と協議して整備した。併せて、事業の効果を検証・評価することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書89ページ (172ページ)</p>
<p>【監査意見】 (3) (基本財産に関する内規について) 協会は基本財産(固定資産)として、有価証券200百万円を所有しているが、基本財産に関する内規が見当たらなかった。基本財産の適切な管理・運用が図られるためにも、基本財産の取得や処分等に関する内規の整備が必要である。</p>	<p>基本財産の適切な管理・運用を実施するため、基本財産に関する内規の整備を平成24年3月までに行う。 【検討中】</p>	<p>報告書89ページ (172ページ)</p>
<p>【監査意見】 (4) (出勤簿の管理について) 出勤簿については、日々出勤者が自分で出勤簿に押印することになっているが、平成21年度の職員(パート含む)の出勤簿を閲覧したところ、押印なく空欄のままになっているところが散見された。出勤者以外の者によるチェックがなされた証跡もないことから、出勤簿の適切な記載・管理が求められる。</p>	<p>職員に対して、出勤簿に押印することを徹底するとともに、新たにチェック様式を作成し、管理課長が確認することを徹底した。 【対応済】</p>	<p>報告書89ページ (173ページ)</p>
<p>【監査意見】 (5) (臨時手当(賞与)について) 臨時手当については職務権限規程や給与規程及び臨時手当支給内規では、「理事長による決定」と定められているものの、稟議決済基準には臨時手当のことが記載されていない。実際は稟議決済基準で理事長の決裁伺いを行っており、臨時手当に関しても稟議決済基準に加えることが望ましい。</p>	<p>平成24年3月までに臨時手当について稟議決済基準に加えることとする。 【検討中】</p>	<p>報告書89ページ (173ページ)</p>

	<p>【監査意見】 (6) (肥育牛地域基金の科目表示について) 平成21年度末の貸借対照表上の普通預金(現金預金)のうち、45百万円は、平成22年1月から3月にかけて生産者から徴収した肥育牛地域基金(その他特定資産)であるが、平成22年4月に基金積立額が確定するという理由で、特定資産ではなく流動資産の普通預金に計上している。当該普通預金については、使途に制約のある預金であり、使途の制約のない他の普通預金に含めず、特定資産の普通預金として開示する方が望ましいと考えられる。</p>	<p>肥育牛地域基金の科目表示については、国から事業上、仮受処理するように指導されているので、特定資産で計上することができないが、この度の意見は、国に伝えたい。 【対応困難】</p>	<p>報告書89ページ (173ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (7) (物品管理簿の不備) 物品(取得価格10万円未満)については「物品管理簿を設けて物品管理をしなければならない」と会計処理規程の中で定められているが、物品管理簿が存在しなかった。 物品管理簿の作成を行い協会資産の管理保全に努めるべきである。</p>	<p>会計処理規程の定めに従い、平成24年3月までに物品管理簿を作成し、協会資産の管理保全に努めることとした。 【検討中】</p>	<p>報告書89ページ (173ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (8) (固定資産の貸与について) 固定資産のうち、パソコンとプリンタの1セットを外部に貸与しているが、台帳に貸与状況を示す記載がなされておらず、また、協会では貸与する際の手続きについて特段の定めはなかった。今後は、固定資産台帳に記載するなど適切な管理の下で貸与すべきである。</p>	<p>固定資産を貸与する際には、貸与状況が確認できるよう、固定資産台帳に記載する等の事務の改善を行った。 【対応済】</p>	<p>報告書90ページ (174ページ)</p>
<p>社団法人大分県配合飼料 価格安定基金協会</p>	<p>【監査意見】 (1) (県とのかかわりについて) 大分県が当協会に出資している1,400千円については平成22年9月に返還されたため来年度からは大分県の外郭団体ではなくなる。そのため、今後は指定団体としての指導から、公益認</p>	<p>公益社団法人に移行するための公益認定基準を満たすことが困難なため、現在、一般社団法人への移行に向け準備をしている。 【対応済】</p>	<p>報告書92ページ (178ページ)</p>

	定基準を満たすための指導になっていくものと思われる。		
社団法人大分県漁業海洋文化振興協会	<p>【監査意見】 (1) (協会のあり方について) 大分県漁業海洋文化振興協会は現在「特例民法法人」として存続しているが公益法人改革三法の施行日から5年間の移行期間の間に公益社団法人への移行の認定もしくは一般社団法人への認可、あるいは解散を決めなければならない。当法人の事務作業は大分県漁業協同組合の職員が行っており常勤職員は存在していない。また種苗放流など主な事業についても当協会から漁業協同組合へ魚種の種苗を現物支給して、それを漁業協同組合が放流しており、当協会の職員が実際に放流を行っているものではない。このような現状から見ると、法人としての実態が希薄であるといわざるをえないため法人を解散して、大分県が出資している1億5千万円を大分県に返還してもらうべきである。</p>	<p>平成25年11月末までに公益社団法人への移行の認定、一般社団法人への認可、あるいは解散のいずれかを決めなければならないが、監査意見のとおり解散を念頭に会員及び関係団体との協議を行っている。</p> <p>また、出資金についても、現在行っている種苗放流などの主な事業をいかに継続していくかという観点から、出資元への返還や他の団体への寄付などの検討を行っている。</p> <p>【検討中】</p>	報告書94ページ (183ページ)
大分県漁業信用基金協会	<p>【指摘事項】 (1) (保証伺の中に綴られている収入、支出の状況の推移) 決裁済みの保証伺の綴りから判断する限り、保証先の財務数値等の内容把握が甘いといわざるをえない。融資金融機関が行っている審査内容を把握し、これが適正であればその内容を保証の決裁書面に残し、審査が十分でなければ、その改善を要求すべきである。</p>	<p>今後は、これまで以上に融資金融機関に対して指導を行うなど改善を図っていく。具体的には、提出された保証先の収支計画に無理があったり記載されている財務の状況等が実態とかけ離れていると思われる場合は、融資先の再調査・収支計画の見直しを行うように促し、場合によっては受け付けた漁協に対してヒアリングを行う。また、職員に対してスキルアップの研修を行う。</p> <p>【対応済】</p>	報告書97ページ (188ページ)
	<p>【指摘事項】 (2) (満期保有目的の債券の貸借対照表価額について) 大分県漁業信用基金協会会計規程では、満期保有目的の有価証券について、一定の要件を満たす場合、償却原価法に基づいて算定した価額</p>	<p>平成22年度決算から、償却原価法に基づく処理に変更した。今後は、規程に準拠した会計処理を行う。</p> <p>【対応済】</p>	報告書97ページ (188ページ)

<p>をもって貸借対照表価額とするものと定めている。また、貸借対照表の脚注においても、償却原価法による旨を記載している。</p> <p>しかし、実際の貸借対照表価額は取得価額のままとなっており、規程に準拠した、実態を適切に反映する会計処理を行うことが必要である。</p>		
<p>【指摘事項】 (3) (債務保証損失引当金の計上額について) 大分県漁業信用基金協会の平成21年度貸借対照表に計上されている債務保証損失引当金の算定過程に誤りがあった。計算方法を見直し、また算定シートの修正改善を行い、以後の計上を適正に行う必要がある。</p>	<p>算定シートを修正し、また計算方法を見直したうえで適正な計上を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書97ページ (189ページ)</p>
<p>【指摘事項】 (4) (求償権償却引当金の計上額について) 大分県漁業信用基金協会の平成21年度貸借対照表に計上されている求償権償却引当金の算定過程に、誤りがあった。適切な算定方法により、以後の計上を適正に行う必要がある。</p>	<p>平成22年度末に求償権償却引当金について、再度算定を行い、不足額を繰り入れた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書98ページ (190ページ)</p>
<p>【監査意見】 (1) (債務保証損失引当金の算定の際に利用する被保証者の債務者区分の見直しについて) 債務保証損失引当金の算定に当たり、被保証者の被保証債務の履行状況により債務者区分を行い、この区分ごとに平均事故率の算定を行っている。これは会計規程によるものだが、延滞月数に基づく形式的分類による不具合があり、改良を検討することが望ましい。</p>	<p>算定は(社)漁業信用基金中央会が水産庁と協議して平成20年度に定められた会計規程に従っているものである。このたびの意見は中央会に伝えたい。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書98ページ (190ページ)</p>
<p>【監査意見】 (2) (九州エリアにおける各県協会の統合案への対応について) 九州エリア内における各県漁業信用基金協会の統合案が社団法人漁業信用基金中央会から示</p>	<p>合併については、(社)漁業信用基金中央会が国の補助を受け平成19年度から検討を行っている。現在は、財務状況の調査や合併プランの内容の検討等が行われているが、これにあたって勉強会や検討会も行われている。当協会は合併のメリット等を研究す</p>	<p>報告書98ページ (191ページ)</p>

	<p>されているとのことである。 大分県漁業信用基金協会においても、昨今の厳しい経済的状況を鑑みると、この統合案については積極的に対応すべきである。</p>	<p>るため、平成23年度から検討会に参加することとしており、将来的に方向付けを行っていくこととしている。 【検討中】</p>	
大分県農業信用基金協会	<p>【指摘事項】 (1) (大口保証先の管理体制、経営陣への報告体制について) 大口保証先の期中管理体制が不十分である。大口保証先については、たとえ正常先であっても期中管理を十分に行うべきであり、名寄せの上、一定金額以上の先については金融機関の意見に依存しすぎることなく、主体的に被保証先の財務分析や実態把握を十分に行う必要がある。</p>	<p>正常先については名寄せを行ったうえで金額等一定の基準に該当する借入者の期中管理を実施し、あわせて財務内容に問題がある案件についてはその都度経営陣への報告を行うこととした。 【対応済】</p>	報告書101ページ (196ページ)
	<p>【指摘事項】 (2) (求償権償却引当金について) 大分県農業信用基金協会の貸借対照表に計上されている求償権償却引当金468百万円は、「農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令」が「当分の間」認めている簡便な算定方法によっている。 しかし、大口求償権合計18億円について、求償権残高より担保等を差し引き個別に引当金を算定したと仮定した場合には、引き当てが大幅に不足しているものと考えられる。不足額の大きさを考慮すると、より実態に近い数値の見積もりが可能な算定方法を検討すべきである。</p>	<p>現状の引当金算定方法は、国が示す会計命令の附則において認められており、これまでの回収実績をもとに引当金の算定を行い、毎年度対象となる年度の回収実績を更新していくものであるため、実際の回収額（回収率）に大きくかい離するものではないと考えている。 また、指摘された大口求償権合計18億円に対し、農林漁業信用基金等に付保されている約70%の保険を除く自己リスク額は約5億4,000万円であるが、そこから、設立以来の代位弁済額累計に対する回収率52.7%を掛けた回収可能想定額2億8,458万円を差し引くと、自己リスク額に対する回収不能想定額は約2億5,542万円であるため、現在の求償権償却引当額4億5,606万円では引当は充足していると考えている。 また、少なくとも大口債権について個別の引当額を考慮すべきとの意見については、一部の債権のみ個別に引当を行うことが会計規程上認められておらず、また、およそ1,200件の求償権すべてについて引当金を個別に算定していくとすると、人件費等で多大なコストが発生し、大きな負担となることから、</p>	報告書101ページ (197ページ)

		<p>これまでどおり附則において認められた算定を基礎としたい。</p> <p>しかしながら、今後も継続して農業者等の信用力を補完し、経営の改善に寄与するという当会の役割を果たすため、これまで以上に大口保証案件の期中管理の徹底により事故の未然防止を図る。</p> <p>【対応困難】</p>	
	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (資金別の保証引き受けの状況について)</p> <p>大分県農業信用基金協会の設立目的は、農業者等の信用力を補完し農業近代化資金その他の資金の借入を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することとなっている。しかし、大分県農業信用基金協会の保証実残高の内訳を見ると、その保証実残高に占める生活資金の割合が61%もあり、とりわけ非農業者の生活資金が44%と高水準となっている。</p> <p>本協会の設立趣旨に鑑みて、農業近代化、改良資金・就農支援及び農業事業資金の比率を高めるべきである。</p>	<p>融資機関や行政等関係機関との連携を深め、既存の制度資金の利用促進や、農業者・融資機関ともに利用しやすい農業資金を導入し、また大分県が実施する農業金融円滑化対策体制整備事業等にも積極的に取り組みながら、農業資金の融資・債務保証の伸長を図っていくこととした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書102ページ (198ページ)</p>
<p>株式会社大分ボール種苗センター</p>	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (当団体に対する出資について)</p> <p>当社の経営安定が確認できた時点で株式の譲渡も含めた県関与のあり方を検討すべきである。</p>	<p>野菜・花苗の売上高の向上により経営安定が図られているが、東日本大震災による花き業界の不況が経営に影響を与える懸念もあり、引き続き売上げの安定とコスト削減を続け、さらに効率的な運営を行う必要がある。</p> <p>また、平成18年度には優良種苗生産施設の増設に関する協力協定を、当団体と県及び九重町の三者で締結し、平成27年度までに3haの施設の増設計画を進めているところでもある。</p> <p>県としては監査意見のとおり、当団体による施設の増設状況や経営状況を定期的にモニタリングするとともに経営安定に向けて協力し、経営の安定が確認できた時点で、株式の譲渡も含めた県の関与のあり方を検討する。</p>	<p>報告書104ページ (202ページ)</p>

		【対応済】	
大分県土地改良事業団体 連合会	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (今後の事業運営について)</p> <p>今後の事業運営に当たっては、支部事務所の統廃合も含めた抜本的な効率化の検討が必要である。</p>	<p>これまで、団体の長期計画に基づき、経営改善策を積極的に講じてきたところであり、人員削減や支部事務所の6事務所から4事務所への整理統合及び換地部門の集約等を行っている。</p> <p>今後の事業運営については、受託事業量の動向等を精査の上、次期長期計画（H25～H29）にさらなる対策を盛り込むこととしており、計画策定作業を進めている。</p> <p>【検討中】</p>	報告書106ページ (207ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) (役員について)</p> <p>退職した県職員が外郭団体の役員として再就職する場合にはその必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。また、プロパー職員の役員が不在の状況にある。</p> <p>プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。</p>	<p>経営改善を図っていくために、適切な人材を求めているところであり、退職した県職員については、大分県人材活用支援センターから情報提供があった場合に、他の候補者と公平に審査のうえ、必要な人材を採用することとしている。</p> <p>また、組織活性化の観点からプロパー職員の役員登用は必要であり、次期長期計画の中で体制構築に向けた検討を行うこととした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書107ページ (208ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(3) (土地改良資料館について)</p> <p>土地改良資料館については、利用状況も明らかでなく、一般市民の利用率は非常に低いとみられ、有効に活用されているとはいえないことから、廃止すべきである。</p>	<p>土地改良資料館は、団体の主要業務の一つである土地改良事業に関する教育及び情報の提供、調査及び研究に資することを目的に設置され、県内で実施されてきた土地改良事業の記録等を後代に伝える貴重な資料を多く収蔵・公開している。この度の監査意見を踏まえ、関係者や一般市民の更なる利用が図られるよう、外部への運営委託を廃止し、団体自らが管理主体として適正な運営を行う体制を整えたところであり、今後は、ホームページで蔵書や展示資料を紹介し、あわせて資料の展示方法を工夫するなど、有効に活用されるよう努めていく。</p> <p>また、同施設の一部を借りて行っている県の広報事業（水土里の部屋）については、来年度から廃止することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書107ページ (209ページ)

	<p>【監査意見】 (4) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。</p>	<p>理事会への出席率の低い理事については、平成22年度末の役員改選で退任となり、新たに理事会への積極的な関与が可能な人物を選任した。 【対応済】</p>	<p>報告書108ページ (210ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (5) (事前着手について) 業務の事前着手に当たっては、文書での承認も確実に得る必要がある。</p>	<p>業務の事前着手については、包括外部監査終了後直ちに全事務所に対して文書による承認を確実に得るよう、事務処理の徹底を指示した。 【対応済】</p>	<p>報告書108ページ (210ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (6) (稟議制度について) 稟議制度を適切に運用するために、稟議書に決裁日を記入する必要がある。 決裁日の記入のない稟議書は重要な要件を落としているといわざるをえない。</p>	<p>稟議制度については、決裁伺い書の様式を改め、決裁日の欄を設けた。 【対応済】</p>	<p>報告書108ページ (210ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (7) (日出町の土地・建物について) 日出町の土地・建物については、有効に活用されていないため、速やかに売却等を検討する必要がある。</p>	<p>日出町の土地・建物の売却については、賃貸契約している日出町と現在交渉中である。 【検討中】</p>	<p>報告書108ページ (211ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (8) (推進協議会への役務提供について) 推進協議会に役務の提供を行った場合、一定の対価を請求する必要がある。</p>	<p>推進協議会は、土地改良事業の効果的・効率的な推進を図るために、県、市町村とともに設けた組織である。 推進協議会の業務は、団体の事業と密接に関連していることから、その実効性を確保するために業務の一環として事務局の立場で関わっているものであり、対価を請求する役務の提供には当たらないと考えている。 なお、協議会の運営経費は会員である市町村の負担金等で賄われている。 【対応困難】</p>	<p>報告書108ページ (211ページ)</p>
大分県農業会議	<p>【指摘事項】 (1) (退職準備金の積み立て不足について)</p>	<p>退職金の積み立て不足については、平成22年度から計画的に積み立て、平成31年度末までに、積立不足</p>	<p>報告書110ページ (214ページ)</p>

	退職準備金が4,844,857円の積み立て不足となっている。	が解消できるようにした。 【対応済】	
周防灘フェリー株式会社	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 平成22年3月末時点で債務超過となっている会社に対し、県は年に一度株主総会に出席するとともに取締役と意見交換を行っている。しかし、このような場合には、会社の経営計画を入手して計画値と実績値の乖離状況を常時モニタリングし計画の達成状況を進捗管理することが必要と考えられる。</p>	<p>2ヶ月に1回の割合でモニタリングを実施し、計画の達成状況を進捗管理することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書144ページ (283ページ)
有限会社大分県酪農振興公社	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 県が公社に出資するのは酪農振興のためであり、酪農者保護のためにも、製造される配合飼料が安全で、かつ乳用牛が生乳を生産するのに十分な栄養分を有しているかどうかをチェックする必要がある。</p> <p>県酪農界は飼料の生産資材の高止まり、減産型計画生産による生乳消費量の落ち込み、牛乳離れという厳しい状況が続いており、問題の早期是正に向け、県は公社への積極的な関与を行っていくべきと考える。</p>	<p>製造される配合飼料は、月に一度、十勝産業協同組合連合会農産化学研究所（北海道大樹町）で分析を実施し、安全性及び品質の確認を行っている。</p> <p>配合飼料製品の利用量拡大については、大分県酪農業協同組合と連携しながら、分析データに基づいた製品の特徴を酪農家へ伝えるとともに、ニーズを確認しながら、県内酪農家の利用拡大、県外酪農家への販路拡大を図っていく。</p> <p>県としても、農家指導の中で、公社の製造する配合飼料並びに牛乳の消費拡大対策等を講じ、問題の早期是正に努めていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書145 ～146ページ (285～286ページ)
社団法人大分県果実生産出荷安定基金協会	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 当協会の非常勤理事には県職員が就任しており理事会にも出席しているが、主管部局ではその理事会議事録を入手していない。通常総会や理事会の前には事前にその内容について報告を受けているとのことであるが、実際の議事録で事前内容と相違がないかを確認すべきである。また主管部局の担当者が2年から3年ほどで異動していくことを考慮すれば、このような口頭での内容把握では後任の担当者に引き継ぐための十分なインフォメーションが蓄積されるとは思えない。</p>	<p>理事会議事録を入手するとともに、事業の執行状況についてモニタリングを随時行うことで、当法人の業務把握を行っていくこととした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書146ページ (286ページ)

	担当者が限られた時間で当該法人の業務に習熟し、効率的に仕事を行うためにも理事会議事録等の文書の入手は必要である。		
株式会社大分県畜産公社	【監査結果】 (1) 決算書は入手しているが、勘定明細表等の詳細情報は入手していない。公社の財政状況や取引の実態を適切に把握するため、定期的に勘定明細表等の詳細情報を入手し、異常な増減や不明な取引について検証を行っていくことがより望ましいと考える。	公社の財政状況や取引の実態を適切に把握するため、半期ごとに貸借対照表及び損益計算書の提出を依頼し、財務状況及び取引状況を定期的に確認していくこととした。 【対応済】	報告書146ページ (286～287ページ)
土木建築部 財団法人大分県建設技術センター	【監査意見】 (1) (常勤役員について) 退職した県職員が外郭団体の役員として再就職する場合にはその必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。また、プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。	土木行政の補完という設立目的から県との密接な連携が必要であり、また平成6年の設立のためプロパー職員の中で十分な経験を積んだ職員が不在であるため従来から、県職員やOBを役員に登用している。将来的には優秀なプロパー職員は役員に登用できるように、プロパー職員の育成を図る。 【対応済】	報告書112ページ (219ページ)
	【監査意見】 (2) (各種積立金について) 本財団の貸借対照表には、各種積立金が計上されているが、その積立の根拠となる文書についても、理事会での承認が必要である。	当法人は、公益法人制度改革に対応し、平成25年4月の新法人移行へ向け現在、各種規程や事業内容の見直しを進めている。監査意見の積立金の根拠となる文書についても、他の規程同様に検討、策定作業を進めているところであるが、移行する法人形態や事業内容により、積立金の内容も変わってくることから、事業内容の確定とともに積立金の根拠規程も整備し、新法人への移行認定申請案を諮る理事会(平成24年9月予定)で承認を得ることとしたい。 【検討中】	報告書113ページ (220ページ)
	【監査意見】 (3) (委託事業の明確化について) 財団は、県から土木積算等の事業を受託しているが、県が財団に委託する事業が明確にされておらず、県が財団に委託する必要性、合理性が十分に説明されていない。	事業収入額の最も大きい「土木積算等委託事業」について、平成23年1月に「積算委託業務の総枠管理の基本方針」として各関係事務所長宛に通知し、節度ある適切な委託に努めるよう周知した。すでに作業に着手した公益法人改革に係る移行手続きの中で、移行後の事業等の精査を含め、発注業務の基準	報告書113ページ (220ページ)

	従って、県は財団へ発注する業務の基準を明確化する必要がある。	を明確化していきたい。 【検討中】	
財団法人大分県公園協会	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (収入拡大の方向性について)</p> <p>当協会の財政基盤は極めて脆弱であり、経営に占める収入の大半を大洲総合運動公園の指定管理者受託に伴う受託事業収入に依存している。しかしながら受託事業収入は毎年減少する傾向にあるため、今後は特別会計に係る収入を増やして財政基盤を安定させるべきである。</p>	<p>特別会計に係る収入を増やし財政基盤を安定させるため、自動販売機売上と売店売上の効果的な収入拡大策として、23年度の夏期2ヶ月間プールに1台自動販売機を増設、またアイスクリーム等の売店を設置した。そのほか、22年度に公園駐車場から総合体育館への導線上に自動販売機1台を増設し、21年度の収入に比べ155千円増加した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書115ページ (225ページ)
大分県住宅供給公社	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (分譲事業等資産の販売状況について)</p> <p>分譲事業等資産の販売状況が低調であり、今後は更なる販売促進活動が必要である。</p>	<p>販売促進のためのプロジェクトチームを編成し、販売戦略の策定を行うとともに実施後の評価・検証を行うフォローアップ会議を開催し、早期売却に向けての販売促進を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書119ページ (232ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) (今後の資金繰りについて)</p> <p>分譲事業等資産の販売状況が低調であり、資金繰りが厳しい状況にあり、対応策を速やかに決定する必要がある。また、借入金の返済について理事会でも検討する必要がある。</p>	<p>借入金については、年々減少しているが、なお多額であるため、借入金の返済計画についての見直しを行った。</p> <p>【対応済】</p>	報告書119ページ (233ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(3) (今後の方針について)</p> <p>住宅供給事業は既に役割を終えており、このままでは向陽台を完売するまでに10年程度は必要と考えられる。</p> <p>向陽台の販売のために分譲事業を継続することは不合理であり、判田台の完売にめどがついた時点で分譲事業から撤退し、残った分譲資産は県が継承して販売代理等の形でやることが望ましいといえる。</p> <p>分譲事業撤退後は公社という形態を残すか、別途の法人形態でやるかを検討して、県営住宅管理事業及び賃貸管理事業に集中して借入金の</p>	<p>今後は公営住宅管理事業や賃貸管理事業を中心とした事業運営となる。分譲事業については、22年度末現在、判田台で残り13区画となったことから、今年度、部体制から課体制へと組織改正を行い専任職員を3名から2名としている。また、今年度中に判田台の完売を目標に努力しているところであり、今後の向陽台の販売形態についてもフォローアップ会議において協議し、今年度中に方向を定める。</p> <p>【検討中】</p>	報告書120ページ (235ページ)

	返済を進めていくべきと考える。		
	<p>【監査意見】 (4) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。</p>	<p>理事の選任時、理事会等の出席が可能である人物に対して就任依頼するように努める。 【対応済】</p>	報告書121ページ (236ページ)
	<p>【監査意見】 (5) (費用の按分について) 県営住宅管理事業会計で計上すべき役員報酬が計上されていなかった。適切な損益管理を行うため、合理的に費用按分を行う必要がある。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成22年度決算から費用按分するよう改めた。 【対応済】</p>	報告書121ページ (236ページ)
	<p>【監査意見】 (6) (担保注記情報の記載について) 担保情報は重要な情報であるため、財務諸表利用者のために注記することが望ましいと考える。</p>	<p>平成23年度から注記している。 【対応済】</p>	報告書121ページ (236ページ)
大分県土地開発公社	<p>【監査意見】 (1) (長期保有土地について) 長期保有土地については、速やかに利用方法、処分の方針を決定する必要がある。</p>	<p>県立文化施設附帯施設用地については、新県立美術館建設地と決定されたこと、また大分インテリジェントタウンについても、企業誘致活動を促進するため、県の買い戻しが決定した。他の長期保有土地については、事業所管課と共同で売却促進に努めるとともに、売却までの間については有料駐車場等として有効活用する。 【対応済】</p>	報告書125ページ (245ページ)
	<p>【監査意見】 (2) (今後の運営方針について) 県の企業誘致の方針を考慮すると、大分県は土地開発公社に対して一定の存在意義を見出しているが、将来のあり方については検討する必要がある。</p>	<p>市町村等関係機関からの受託事業の確保に努めるとともに、より一層の経営の効率化を図ったうえで当面は存続させ、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、指導監督を徹底していく方針である。 【対応済】</p>	報告書126ページ (246ページ)
	【監査意見】	理事の選任時、理事会等の出席が可能である人物	報告書126ページ

	(3) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。	に対して就任依頼するように努める。 【対応済】	(246ページ)
大分ウォーターフロント 開発株式会社	【監査意見】 (1) 県経済の発展に寄与するため行政及び関係企業により設立されたものの、現在は設立当初の目的である活動よりも、県からの委託業務に重点を置いた活動となっている。すなわち設立当初の目的を果たしておらず、このような状況では県が継続して出資し続ける意味があるのか疑問が残る。現在でも委託料を支払っており、これに加えて出資が当初の目的を果たしていないことは望ましくないと考えられる。	6号地C地区の土地利用研究(立地)等の設立目的は概ね達成されており、会社としては一定の役割を終えている。加えて県の施策に関連した今後の事業展開が望めないことから、県の関与は廃止とする。 なお、当該会社は12月に開催した臨時株主総会において、平成24年3月31日の解散を決議決定し、現在、出資金の返還等を含めた精算事務を進めている。 【対応済】	報告書144ページ (282ページ)
教育庁 財団法人大分県体育協会	【指摘事項】 (1) (県からの業務援助職員に対する補助金について) 公益法人等への職員派遣協定書で定められた派遣職員分の県と県体協の負担関係と、実際の負担関係が異なるため、いずれかを改善する必要がある。	県からの業務援助職員に対する補助金については、派遣協定に基づいた負担関係となるよう会計処理を改めた。 【対応済】	報告書128ページ (251ページ)
	【指摘事項】 (2) (預金に関する残高証明について) 決算時に預金の残高証明書が入手されていないが、資産の実在性や網羅性を確かめるためにも残高証明書の入手が必要である。	平成22年度期末の監事監査から残高証明書を入手することとした。 【対応済】	報告書128ページ (251ページ)
	【指摘事項】 (3) (リース取引の契約について) 県体協には、会計処理規程や固定資産規程が設けられていない。コピー機、電話機、FAX、リソグラフ、会計ソフトなどをリースで賄っており、年間860千円余りの支出があるが、相見積もりはまったく取られていなかった。 今後は資産取得など資金支出について一定の	会計処理規程等を整備し、資産取得等については見積合せを行い、コスト削減に努めている。 【対応済】	報告書129ページ (252ページ)

<p>基準を設け、相見積もりを取るなどコスト削減を図るべきである。</p>		
<p>【監査意見】 (1) (時間外勤務について) 賃金台帳で21年度の時間外勤務の状況を調べたところ、職員7人のうち6人が毎月同一の時間外勤務時間が記録されていた。県体協では内部の取り決めとして、業務援助の職員は月18時間、その他の職員は月10時間を上限としており、時間外勤務命令簿にはすべて上限の残業時間が記されていた。時間外勤務時間が適切に記載されていない可能性がある。</p>	<p>時間外勤務については、実績管理を徹底し、勤務実績に応じた時間外手当を支給するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書129ページ (252ページ)</p>
<p>【監査意見】 (2) (受取寄付金の還元について) スポーツ振興資金と免税募金を受取寄付金として全額計上しているが、寄付団体との取り決め等で還元することを定めており、一部を当該団体に返還しているため、実質的には寄付の性格を有していないものがある。純粋な寄付部分だけを受入・処理するように改めるべきであると考え。</p>	<p>スポーツ振興資金と免税募金については、平成22年度会計(年度途中)から、純粋な寄付部分だけを受入・処理するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書129ページ (252ページ)</p>
<p>【監査意見】 (3) (備品の管理について) 県体協では備品台帳が作成されているが、備品台帳を備え付けるべきとの規定はあるものの、備品台帳に記載すべき備品や実物調査等に関する規定がなく、実物調査も行われていなかった。規定の整備とともに定期的な実物調査を行うべきである。</p>	<p>備品に関する規定を整備し、定期的な実物調査を行うこととした。 【対応済】</p>	<p>報告書129ページ (253ページ)</p>
<p>【監査意見】 (4) (パワーアップ事業(選手強化費)の効果の検証について) 選手強化費と競技成績との因果関係が不明確であるため、パワーアップ事業の効果の検証を</p>	<p>団体からの報告書及び独自調査に基づき、強化費、事業実績及び競技成績の関係について詳細な検証を行い、次年度以降の強化費の算定に資することとする。 【対応済】</p>	<p>報告書129ページ (253ページ)</p>

<p>行っていく必要があると考える。</p>		
<p>【監査意見】 (5) (加盟負担金及び国民体育大会参加費・パワーアップ事業(選手強化費)に関する回収リストの作成について) 17の市町村体育協会からの加盟団体負担金や競技団体、学校体育団体の加盟負担金の回収業務については、毎年6月末を振込期限としているが、一部振込もれが発生しているという。県体協では現在、回収すべき負担金が回収されているか否かを適時把握できる一覧表の作成を行っていないが、加盟団体一覧表に、回収や催促の記載欄を設けるなど、回収リストを作成するのがより効率的な管理といえる。 国民体育大会参加費、パワーアップ事業(選手強化費)においても、補助金交付先からの実績報告書について適時・適切に回収状況が把握できるよう回収リストを作成すべきである。</p>	<p>加盟負担金及び国民体育大会参加費・パワーアップ事業(選手強化費)に関する回収リストを作成し、回収状況が把握できるようにした。 【対応済】</p>	<p>報告書130ページ (254ページ)</p>
<p>【監査意見】 (6) (切手の貯蔵品計上について) 県体協は平成22年3月末時点で、未使用分切手113千円を保有しているがすべて通信費処理していたが、金額がある程度大きい場合には「貯蔵品」として貸借対照表及び財産目録への記載が望ましい。</p>	<p>未使用分切手については、10万円以上を「貯蔵品」として会計処理することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書130ページ (254ページ)</p>
<p>【監査意見】 (7) (県体協の事業見直しについて) 県体協の設立目的である「県民体力の向上」と主な事業である国体関係事業との関連性は不明である。このような中で、寄付金の減少などによる協会運営コストの確保が難しくなっていること、経営資源が蓄積しにくい組織体制となっている県体協の現状を鑑みると、事業の再編等を検討する余地があるものと考えられる。</p>	<p>事業の再編は困難であるが、今後も、毎年度の国体や、開催県となる平成25年度高校総体及び平成27年度国体九州ブロック大会に向けた競技力向上への取り組みとその波及効果により、競技スポーツの振興、県民の体力向上等を図っていく。 併せて、スポーツ少年団活動や総合型地域スポーツクラブの普及促進の取り組みも引き続き行っていく。 【対応困難】</p>	<p>報告書130ページ (255ページ)</p>

警察本部 公益財団法人暴力追放大分県民会議	【監査意見】 (1) (暴力団排除組織活動助成金の助成金交付先へのモニタリングについて) 助成金を交付した地区の暴絶協等に対し暴排活動の実績報告書の提出を求めているが、1地区分が未回収となっていた(21年度)。地域暴力団排除活動助成金取扱規程によると、暴絶協等暴排組織は、事業年度終了後速やかに助成金に関する収支実績報告書を提出するものと定められている。県民会議は、当該報告書の提出を交付先に求め、交付元として交付先の活動内容を検証すべきである。	受監後、未回収であった1地区の実績報告書については速やかに回収を行った。今後は、回収漏れを防止するため、実績報告書の提出期限を定めるとともに、「収支実績報告書回収チェック表」を作成し、助成金交付先に確実に実績報告書の提出を求め、実績報告書により活動内容の検証を実施する。 【対応済】	報告書133ページ (261ページ)
	【監査意見】 (2) (業務日誌の管理について) 不当要求調査業務と責任者講習事業について各業務職員により業務日誌が作成されているが、管理者(事務局長)の検閲を示す押印のものが散見された。管理者によるチェックが十分に行われていない可能性がある。業務日誌は管理者が各業務の状況を適時にモニタリングできる貴重な資料であるため管理者は必ず日々の業務に目を通し、押印すべきである。	業務日誌の重要性を再認識し、受監後は、管理者の確実な検閲と押印を行うよう改善した。 【対応済】	報告書133ページ (261ページ)
	【監査意見】 (3) (収支改善を含む資金計画について) 平成21年度では流動資産4,052千円、流動負債233千円で、流動比率1733%と高く、短期支払能力が高いように見えるが、現預金の減少が続いており、このままでは暴力団員からの被害に係る訴訟費用等の貸付金制度において、被害者への貸付資金が確保できない可能性も考えられる。収支の改善はもちろん、貸付資金不足時の対応を、借入で行うのか基本財産を充当するのか等の検討を行っておく必要がある。	暴力団員からの被害にかかる訴訟費用等の貸付資金については、平成23年度より「訴訟費用等貸付金積立制度」を設け、2,000千円の積立を行った。 収支の改善については、平成20年度より費用削減(事業経費減額、人件費抑制)及び基本財産運用益の増収(国債の満期償還に伴い利率の高い長期国債を購入)に努めた結果、平成22年度決算では、収支が概ね改善されたところである。今後も、引き続き費用削減に努めるとともに、新規賛助会員の拡大を図り、収入の確保に努める。 【対応済】	報告書134ページ (262ページ)
	【監査意見】	賛助会費を納入した会員のみを賛助会員として計	報告書134ページ

	<p>(4) (未納の賛助会員について) 平成21年度の賛助会員250会員のうち、39会員が会費未納であった。未納会員は毎年度発生している。未納会員はそもそも賛助しておらず、賛助会員数に含めるのには問題がある。今後は会費納入を行った者のみ賛助会員とするよう改めるべきである。</p>	<p>上するよう改めた。今後も、会員に対する会費納入の促進に努める。 【対応済】</p>	<p>(262ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (5) (基本財産について) 基本財産100,000千円をユーロ円債で運用しているが21年度から22年度にかけ利息ゼロの状況が続いている。今後は、預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考える。</p>	<p>現保有債券は、償還日（平成38年3月）前に売却すると、大きな損失が生じるおそれがあるため、償還日まで保有し続けるしかないものと考えている。今後は、基本財産の運用対象を預金や国債・地方債等に限定し、低リターンであっても安全かつ確実な運用を行う。 平成22年6月の国債の満期償還に係る切替購入においては、2年国債から利率の高い20年国債に変更し購入した。 【対応済】</p>	<p>報告書134ページ (263ページ)</p>
<p>財団法人大分県交通安全協会</p>	<p>【指摘事項】 (1) (統合・支部化について) 安全協会が県下各地区交通安全協会を統合・支部化する際、各支部の組織運営を支部運営規則により各支部長に委任したことから、支部では各々の支部規則に基づき業務が行われており、本部（事務局）が支部をコントロールできていない状態である。点在する規程等を整理し、業務の効率化を図り収益・コストの改善を行っていく必要がある。</p>	<p>本部と支部の一体化を図るために、支部役員の任命権、支部事務局長等職員の任免、支部長権限の明確化、支部経費執行権、協会費の使途、職員給与及び資産運用の統一化などについて、平成23年3月の理事会・評議員会で規程の見直しを決定し、同年4月から支部の会計や人事に係る権限が本部事務局に集約されるよう改善した。 また、業務の効率化による収益・コストの改善を図るために、物品調達・支払事務の一元化を行い、納税申告についても平成24年度から一元化する。 【対応済】</p>	<p>報告書137ページ (269ページ)</p>
	<p>【指摘事項】 (2) (預金残高の検証について) ある支部において、平成21年度の貸借対照表の普通預金の一部の口座について、金融機関からの残高証明書の入手をせず、通帳との照合も行われていなかった。預金の実在性を確かめる</p>	<p>平成23年4月から支部の会計や人事に係る権限が本部事務局に集約されるように組織運営の見直しを行い、支部会計についても、今後は、本部事務局による残高証明書と通帳等との照合を行うとともに、本部監事による監査を実施し、監査機能を強化した。 【対応済】</p>	<p>報告書138ページ (270ページ)</p>

<p>ため、残高証明書や通帳と帳簿金額との照合を行う必要がある。</p>		
<p>【指摘事項】 (3) (会員証・領収証の管理について) 安全協会は免許交付者や更新者等のうち、交通安全協会費を支払った個人に交通安全協会の会員証を発行しているが、印刷コストが割高になる等の理由から会員証の連番管理がされていなかった。しかし、会員証と引き換えに受け取った会費（現金）に関する内部牽制上連番管理を行うべきである。 また、会費を受取る際に発行する領収証も連番管理がなされていなかった。領収証の連番管理についても内部牽制上重要であることから行うべきである。</p>	<p>会員証の受払簿の作成について、各支部に対して指示を行い、全支部で作成していることを確認して会員証に関する内部牽制を整えた。また、会費を受け取る際に発行する領収書については、平成23年度から一連番号を付したものを使用するように改善し、会員証については、平成24年度から連番管理することを目指し、現在、その方法を検討中である。 【検討中】</p>	<p>報告書138ページ (270ページ)</p>
<p>【指摘事項】 (4) (内部取引について) 平成21年度正味財産増減計算書において、講習会計における事業費の委託費8,172千円は、協会が所有する大分県自動車学校（学校会計）に委託した講習受講料であるため、内部取引に該当するが、外部公表用財務諸表を作成の際、内部取引として表示・消去されていなかった。</p>	<p>平成22年度決算において、内部取引として計上するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書138ページ (271ページ)</p>
<p>【指摘事項】 (5) (科目表示について) 平成21年度貸借対照表において、収入証紙2,148千円が「仮払金」として表示されていたが「貯蔵品」として表示すべきである。また、ある支部の退職金掛金が「福利厚生費」として表示されていたが「退職給付費用」として処理・表示すべきである。</p>	<p>平成22年度決算において、学校会計の収入証紙は「貯蔵品」として、支部の退職金掛金は「退職給付費用」として計上するよう改めた。 【対応済】</p>	<p>報告書138ページ (271ページ)</p>
<p>【監査意見】 (1) (支部の人員体制について) 支部の人員体制の見直しを図り、管理コスト</p>	<p>支部の管理職員の削減や配置見直しによる人員体制の見直しについては、平成23年4月から各支部の職員数を定数化（70人）し、受監時の職員数81人を</p>	<p>報告書138ページ (271ページ)</p>

	の削減に努められたい。	平成23年4月1日現在78人に削減した。また、支部職員による支部事務局長の兼務や事務局長を嘱託にする等管理コストの削減に努めている。 支部に対する監査については、平成23年4月から支部の会計や人事に係る権限を本部事務局に集約し、支部会計についても本部事務局のチェックが働くように内部監査機能を強化した。 【対応済】	
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) (組織の目的と達成度合いについて)</p> <p>安全協会の設立目的は、交通道徳の高揚、交通秩序の確立、交通事故の発生防止である。しかし、現在のところ上記目的の達成度合いを検証できる指標が見当たらない状況である。</p> <p>ただ、協会が当該目的に対して効果的・効率的な活動を行っていくためには事業の効果の測定は不可欠である。さらに、協会は免許交付者及び更新者等から交通安全活動を推進する目的で交通安全協会費を収入しており、会員に対しては協会費の用途を示す活動報告のみならず、活動の効果を開示していく必要があると考える。</p>	<p>協会の活動の効果を検証するとともに、会員に対して成果を開示するために、協会の活動の成果を適切に表すことができる指標の設定について、子どもと高齢者を対象とした交通安全教室の開催実績や、子どもと高齢者の交通事故の発生状況を指標とすることで検討を行っている。</p> <p>本年度中に活動指標を策定し、平成24年度から活動の効果と達成度合いの検証を行い、活動の効果を開示する。</p> <p>【検討中】</p>	報告書139ページ (272ページ)
企業局 財団法人大分県公営企業協会	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (県貸与物品の管理について)</p> <p>汚泥処理委託業務において、県企業局から特殊工具等を貸与されているが、協会は貸与物品の把握ができていなかった。貸与物品を特定して、管理台帳で現物管理すべきである。</p>	<p>協会は平成23年3月末で解散し、4月から企業局が直営で業務を行っているため、貸与の関係は消滅している。</p> <p>企業局においては、従来から資産台帳及び準備品台帳を用いて物品の管理を行っている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書141ページ (276ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) (汚泥処理業務における手順の整備について)</p> <p>汚泥処理業務における運転管理マニュアルや業務記述書等の整備が必要である。</p>	<p>協会は平成23年3月末に解散し、汚泥処理業務については、企業局が直営することとなったところであり、業務執行に当たって、汚泥処理業務に精通したベテラン職員を複数配置するなど、組織で統制・モニタリングができる体制としている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書141ページ (277ページ)

<p>【監査意見】 (3) (台帳記載の不備) 会計処理規程によると、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の資産は有形固定資産として固定資産台帳に、取得価額10万円未満の備品及び消耗品等については物品管理簿に記録・整理することとされているが、固定資産台帳に記録すべき車庫44万円及び公益法人会計ソフト61万円が物品管理簿に記載されていた。 台帳記録については、規定に従った適切な管理が求められる。</p>	<p>協会は平成23年3月末に解散しており、協会が清算を行う際に、車庫については企業局に引き継ぎ、会計ソフトは廃棄処分を行った。 企業局では、引き継いだ車庫について、資産台帳に計上している。 【対応済】</p>	<p>報告書141ページ (277ページ)</p>
<p>【監査意見】 (4) (入出金に係る業務の流れについて) 協会では経理職員が会計システム上で仕訳入力を行った後に手書きの振替伝票を別個作成し、事務局長の承認を取っている。この方法では、実際に入力された内容と承認された内容が異なっても発見することができない可能性がある。仕訳入力の前に承認を取ることが、入力ミス未然に防ぐことができ、承認した伝票が正しく入力されているかを管理できる適切な方法である。</p>	<p>協会は平成23年3月末に解散しており、同年4月から6月までの清算期間中、意見に従い、入出金に係る伝票の処理については、手書きの振替伝票ではなく、実際に入力した状況で決裁を受けた。 【対応済】</p>	<p>報告書142ページ (278ページ)</p>

(注) 表中の「報告書」とは、平成23年3月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第511号により公表された「平成22年度包括外部監査結果報告書」である（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成22年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）。

平成22年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について)

監査対象特別会計名	監 査 結 果	措 置 の 内 容	備 考
福祉保健部 心身障害者扶養共済制度 特別会計	【監査意見】 (2) 本特別会計を設置することによる効果については、明確な回答を得られなかった。他県では特別会計を設置せず一般会計の中で扱っている場合が多いことから、本県においても一般会計にて扱うことも可能と考えられる。特別会計を廃止した場合には、その設置目的である経理の適正化と明瞭化が図れなくなるのかどうか検討の必要がある。	監査意見を踏まえ検討を行った結果、一般会計の中で扱うこととなっても経理の適正化と明瞭化が図れなくなるとは言えず、また、特別調整費等の一般会計からの繰出し及び特別会計への繰入れの事務を行う必要がなくなるなど事務の簡素化にもつながることから、平成23年4月1日付で特別会計を廃止し、一般会計にて扱うこととした。 【対応済】	報告書21ページ (37ページ)
母子寡婦福祉資金特別会計	【不備事項】 (4) 母子及び寡婦福祉法施行令第17条において、違約金は原則徴収することになっており、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限り免除可能な規定となっている。従って、原則として違約金を徴収する必要がある。	違約金の徴収については、貸付対象者が低所得者で、滞納の理由の大部分が生活困難であることから、徴収を行ってこなかったが、令第17条の規定に基づき今後は徴収する方向で検討している。 しかしながら、月に200件程度発生する滞納納付事案について、違約金の決定、納付書の発行、債権管理等の事務は現行のシステムを改修した上での対応となるため、できるだけ早期の予算措置について関係部局と協議を重ねており、システムが改修でき次第、速やかに違約金の徴収を行うこととする。 【検討中】	報告書28ページ (51ページ)
	【監査意見】 (7) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。	母子及び寡婦福祉法施行令第17条ただし書により、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は免除できることとなっているため、違約金の徴収にあわせ、具体的な免除基準を設けることとする。 【検討中】	報告書13ページ (22ページ)
商工労働部 中小企業設備導入資金特	【監査意見】 (5) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込め	近代化資金貸付業務については、平成16年度から貸付業務を休止し、現在、残債権の回収業務の	報告書14ページ (23ページ)

別会計	ない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。	みを行っており、今後も貸付けの見込みがないことから、国庫・一般会計への返納を、関係機関等と協議のうえ検討する。 【検討中】	
流通業務団地造成事業特別会計	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 保証金を土地のみに限定しているため、売買前の貸付期間中に買主（借主）が建物等の設備を建築し、その建物等を県に相談なく無断で転売又は貸付をした場合は借地権に関するリスクがあるため、その回避方法について十分な検討が必要と考える。</p>	<p>企業の財務状況に応じて契約保証金の率を引き上げること検討しているが、平成20年度以降具体事例がない。今後、実際に制度利用希望の企業が現れた段階で、当該企業の財務状況を精査し、契約保証金の率を個別企業ごとに判断することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書63ページ (121ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) インフラの見直し等により、出来るだけ収益性の高い団地の造成に努め、宅盤の早期売却により、補助金の増額など一般会計の負担のかからない運営を行う必要がある。</p>	<p>経費軽減化のための新たなインフラ整備案（＝売却単価低減化策）の検討に着手した。併せて、団地の分譲促進を図るため、新たに営業用のリーフレットを作成し九州管内の物流関連企業等にダイレクトメールを送付するなど、早期売却に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>【対応済】</p>	報告書64ページ (123ページ)
農林水産部 農業改良資金特別会計	<p>【監査意見】</p> <p>(10) 3年連続で貸付実績が大幅に計画を下回っていることから、平成20年度末では2年以上の貸付原資が公社に眠ってしまっている。その原因の一つとして考えられるのは、平成27年度まで公社から県への償還金額が増えていくことから、償還資金を確保しておこうという意識があるためと考えられる。就農者等から償還の未収が増加するなどの事態が生じ、県への償還が延滞となった場合には、10.75%の延滞金を納付する義務が公社に生じる。しかしながら、公社は無利息貸付であるため、そのリスクを回避することが困難であり、また貸倒引当金の制度も整備されていない。</p> <p>そのため、貸倒れが生じた場合のリスク回避策について県と公社とで検討を行い、眠ってい</p>	<p>大分県農業農村振興公社における就農支援資金の貸付原資の適正化については、平成23年度から、新規就農者の1年間の目標確保者数を125名から200名に増大するなど、重点事業としてこれまで以上に新規就農者の確保に取り組んでおり、すでに県内外からの就農相談や資金の問合せ等の増加傾向が顕著となっているため、資金需要の増加が見込まれる。今後も引き続き資金制度の仕組みや内容等について広く周知し、資金の活用を促進する。</p> <p>貸倒れのリスク回避については、債権管理及び回収に関する公社の取扱要領を平成23年10月に策定し、借受者の経営状況等の把握や交渉等について各振興局や市町村等とも緊密に連携しながら、着実な償還金の回収に努める。また、貸倒引当金についても、平成23年度より予算計上し、リスクに対応することとした。</p>	報告書47ページ (89ページ)

	る資金の貸し出しについて、有効な手段を検討すべきである。	【対応済】	
土木建築部 公共用地先行取得事業特別会計	<p>【監査意見】</p> <p>(2) 大分県土地開発公社への貸付方式に一本化されると、特別会計から大分県土地開発公社に貸付を行っているため、この部分の処理だけが特別会計に残ることになる。その結果、貸付金の年度末処理の関係で歳入・歳出に同額が発生し、繰越金は常にゼロという異様な特別会計となる。また、本来的には、基金繰入方式で土地取得することを主目的として、特別会計を設置しているので、本特別会計の必要性は大きく低下する。しかし、廃止すると、この貸付処理部分についての取扱いが問題となる。本特別会計を廃止すべきか否か、貸付金の処理について別の方法はないかという点を踏まえて検討をすべきと思われる。</p>	<p>本特別会計は、平成23年4月1日付で廃止し、平成23年度より、公共用地先行取得に要する経費を一般会計から大分県土地開発公社に貸し付けている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書21ページ (37～38ページ)

(注) 表中の「報告書」とは、平成22年3月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第491号により公表された「平成21年度包括外部監査結果報告書」である（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成21年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）。